

第2部

日本再構築プラン

～分野別「国のかたち」と具体策～



国家運営の再構築

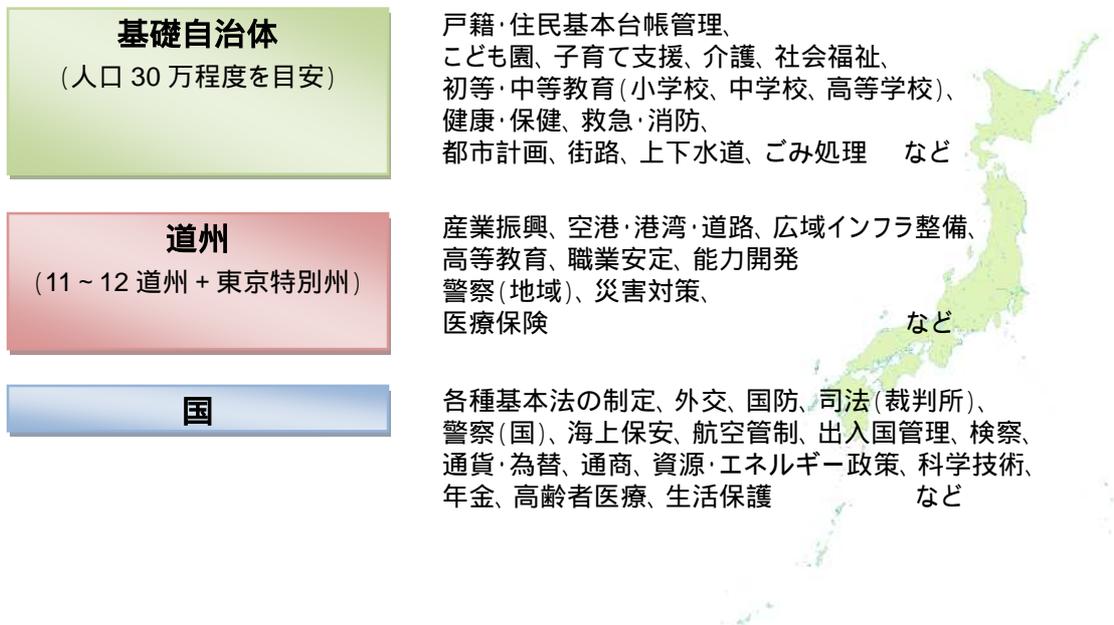
【1】 地域主権型道州制

めざすべき「国のかたち」

「基礎自治体」「道州」「国」の三層構造から成る地域主権型道州制（注¹）

2018年 明治維新から150周年を迎えるこの年、「基礎自治体」「道州」「国」の三層構造から成る道州制を導入する。人口30万程度を目安に再編された基礎自治体は、住民に最も身近な生活行政全般を担っている。11～12州＋東京特別州に区割りされた道州は、産業振興やインフラ整備などの広域行政を担っている。国の役割は、外交、国防、通貨など国にしかできない分野や、国が国民に保障している最低限の生活水準（ナショナルミニマム）の決定などに限定されている。

「基礎自治体」「道州」「国」の役割分担（イメージ）



1 わが国の歴史や文化などを踏まえると、現時点で我々のめざす「道州制」は、各道州が独自に立法権を持つ「連邦制」ではない。また、「地域主権」という用語は、「国家主権」の概念との関係において議論があるため、ここでは「地域主権“型”」という用語を使用する。「地域主権型道州制」とは、単一の主権国家の下で、各地域の自主性が最大限に発揮できる広域行政制度を指す。

「個性」「自立」「競争」「責任」の基本理念に基づいた地域主権型社会

基礎自治体及び道州は、自らの役割に応じて国から権限や財源を移譲され、自立している。各自治体は、住民視点に立って知恵やアイデアを競い合い、自らの権限と責任の下で、個性ある地域経営に取り組んでいる。地域にかかわる政策の優先順位の選択は住民に委ねられ、住民は自らの選択に伴う負担と結果責任も負うことを自覚している。こうした動きが進む中で、各地域において民主主義が成熟し、地域の活力と絆が高まっていく。また、世界の主要国に匹敵する規模を持つ道州は、生活の質の向上、産業振興、文化発信などの面で各国と伍して競い合っている。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

- 「基礎自治体」の強化（市町村再編と権限・財源移譲の推進）
- 2018年「道州制」導入
- 首長のリーダーシップ強化による地域経営の推進
- 基礎自治体及び道州議会の活性化による地域民主主義の実現
- 憲法改正も含めた不断の改革による地域主権型社会の充実

1. 市町村再編と権限・財源移譲の推進により、「基礎自治体」を強化する。
 - (1) 道州制導入に先立ち、人口 30 万人程度を目安に市町村再編を促す。これによって、生活行政全般を担う「基礎自治体」として、自立可能な規模になることをめざす。ただし、強制合併は行わず、「一部事務組合」や「広域連合」による行政事務の共同実施を促す。それが困難な場合には、道州が当該基礎自治体の業務を補完する。
 - (2) 再編後の基礎自治体に対し、現行の政令指定都市並みの権限を移譲し、それに応じた税源も移譲する。その第一歩として、地方分権改革推進委員会が勧告した「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」を速やかに実現する。
2. 2018年に「道州制」を導入する。
 - (1) 現行の都道府県を廃止し、新しい広域自治体として、全国を 11～12 の道州に再編する。その区割りは、有識者から成る専門委員会が複数案を提示し、住民投票を実施する。その結果を参考に最終決定する。
 - (2) 東京 23 区は、単独で「東京特別州」とする。その税収の一部は、道州間の水平的財政調整の財源に充てる。

- (3) 「基礎自治体」「道州」「国」の役割分担は、「近接性の原則(注²)」「補完性の原則(注³)」を前提に検討する(☞我々の考える役割分担のイメージは、「国のかたち」欄参照)。
- (4) 国の出先機関は、原則として道州に移管する。なお、道州制導入に先立ち、2015年度を目途に、現行の出先機関を「地方工務局」「地方振興局」に再編し、組織・定員をスリム化する。

【道州制導入の具体的プロセス】

[第1期] 推進体制の整備	
2011	市町村再編の推進(2011～)
2012	「道州制推進大綱」策定(道州制の基本的考え方を提示)
2013	「道州制推進法」制定 内閣の下に「道州制推進本部」を設置 同本部の下に「道州制推進委員会」を設置 同委員会の下に役割分担と区割りを検討する「専門委員会」を設置
[第2期] 導入の準備	
2014	
2015	役割分担と区割り案に関する答申 区割り案に関する住民投票の実施 役割と区割りの最終決定 国の出先機関の統合・スリム化
2016	「道州制法」制定(地方自治法の改正) 「道州制一括法」制定(関連法の一括整備)
2017	各道州における首長、議会議員の選挙
[第3期] 導入・定着	
2018	道州制導入 (都道府県廃止、道州創設、国の出先機関移管)
2019	
2020	

2 近接性の原則：より住民に近い行政単位が、できる限り多くの行政を担うべきであるとする事務事業分担の考え方。

3 補完性の原則：事務事業を分担する場合には、まず住民に身近な基礎自治体を、次いで広域自治体を優先し、広域自治体も担うに適していない事務のみを国が担うべきであるという考え方。

3. **首長のリーダーシップを強化し、政策本位の地域経営を行う。**
 - (1) 各自治体において、ローカル・マニフェストに基づく政策本位の首長選挙を推進する。
 - (2) 首長マニフェストの実現に向け、幹部級職や首長スタッフの政治任用を拡大する。また、首長マニフェストに基づく幹部職員の目標管理制度、成果主義報酬の仕組みを導入する。

4. **基礎自治体及び道州議会を活性化し、地域から民主主義を成熟させる。**
 - (1) 道州制法制定に際し、国は現行の地方自治法、公職選挙法、標準会議規則等を見直し、基礎自治体及び道州が議会の役割や審議方法を独自に決定できる仕組みを整備する。
 - (2) 基礎自治体及び道州における議会事務局について、政策、法務にかかわる調査機能を質・量の両面で強化する。

5. **憲法改正も含めた不断の改革により、地域主権型社会を充実させる。**

2018年の道州制導入後も、道州制のメリットを最大限に発揮して地域が自らの創意工夫を活かせるように、憲法改正も含めた不断の改革に取り組む。

【2】 政治改革

めざすべき「国のかたち」

成熟した議会制民主主義（二院制、議院内閣制）

国会は、衆議院と参議院の役割分担が明確になり、二院制の意義が発揮されている。衆議院は、民意を正確に反映した「政権選択」の場となっている。一方、参議院は「良識の府」としての性格を強めている。

議院内閣制の下、政策立案・実行の意思決定が内閣に一元化され、内閣主導体制が強化されている。

国民の有権者としての意識が高まり、若者を中心に投票率は向上する。

改革後の国会の姿

国会		
衆議院		参議院
民意を正確に反映する政権選択の場	役割	良識の府、道州代表
400人	定数	120～130人
小選挙区 300人 + 全国単位の比例代表 100人	選挙制度	道州単位の大選挙区に各 10人 × (11～12 道州 + 東京特別州)
1.5 倍未満	一票の格差	考慮せず

政権交代可能な二大政党を中心とする政策本位の政治

各政党は、政策の対立軸に基づいて再編されている。政権担当能力を有する二大政党を中心に、政策本位の政治が定着している。各政党は、マニフェストにおいてめざすべき「国のかたち」とその実現に向けた具体策を掲げ、活発な政策論争を真摯に展開している。こうした政策論争を踏まえ、有権者は総選挙において政権選択の意思を示している。また、「マニフェスト・サイクル」が機能し、政策の質と実効性が高められている。

高い透明性と実行力で国民から信頼される政党

各政党は、党としての政策立案能力を高めるとともに、志が高く、能力・資質に優れた多様な人材を集め、真の政治家(ステーツマン)を育成している。党首には、国内外でリーダーシップやマネジメント力を試され、その能力が真に認められた人物が選ばれている。また、民主主義を支えるコストとして集められた政治資金は、政策立案や人材育成を中心に有効に使われ、その使途は透明性の高いかたちで国民に情報公開されている。

国際社会の課題解決に貢献する政治

各国の利害が交錯するグローバル・ガバナンスの舞台において、わが国の政治家が課題設定、解決策の提案、合意形成などでリーダーシップを発揮し、存在感を高めている。彼らは外交の場のみならず、日頃から民間の国際会議などにも積極的に参加し、各国の指導者や専門家と意見を戦わせ、信頼関係を深めている。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

【議会制民主主義(二院制、議院内閣制等)】

- 衆議院の優越性の明確化と「一票の格差」の是正
- 参議院の機能の抜本的見直し
- 国会審議の活性化
- 有権者の政治参加促進
- 内閣主導體制の確立

【政策本位の政治】

- マニフェストのPDCAサイクルの確立と説明責任の明確化
- 民主主義のインフラとしての「政策市場」の整備

【政党、政治資金】

- 情報公開、ガバナンス等を規定した「政党法」の制定
- 多様な人材登用につながる公認候補決定
- 政治資金改革(企業・団体献金、個人献金、政党助成金)
- 「日本版FEC」の設置

【グローバル人材】

● 世界に通用する政治家人材育成機関の創設

印を付した政策は、憲法改正を前提としている。したがって、2020 年までに憲法改正の見通しが立たない場合には、規則や慣例の見直し等により、その趣旨に近い改革を実施する。

【議会制民主主義(二院制、議院内閣制等)】

1. 衆議院の優越性を明確にし、「一票の格差」は最大 1.5 倍未満に是正する。
 - (1) 衆議院の定数は 400 人(小選挙区 300 人 + 比例代表 100 人)とする。比例区は「全国単位の比例代表制」とし、小選挙区との重複立候補は認めない。
 - (2) 小選挙区における「一票の格差」は、最大 1.5 倍未満に是正する。また、国勢調査の結果を受けて、自動的に区割りが調整される仕組みを導入する。
 - (3) 衆議院の優越性を明確にするため、衆参両院の議決が異なった場合の衆議院の再議決要件を「3 分の 2」から「過半数」に引き下げる(= 憲法改正が必要)。
2. 参議院の機能を抜本的に見直し、「良識の府」として機能を発揮させる。
 - (1) 参議院は、「道州単位の大選挙区制」とし、各道州に定数 10 人を均等に配分する(11 ~ 12 道州 + 東京特別州を前提とすると、定数は 120 ~ 130 名となる)。なお、直前の衆議院議員総選挙で落選した者は、参議院議員への立候補を認めない。
 - (2) 参議院を「良識の府」として機能させるため、その役割を下記のとおり抜本的に見直す。
 - (a) 参議院では首班指名を行わず(= 憲法改正が必要)、現職の参議院議員は政権(政務三役)に入らないことで、政権とは一線を画す。
 - (b) 決算、行政監視などの特定分野は参議院先議、国会同意人事は参議院の専権(= 憲法改正が必要)とする。
3. 国会審議を活性化する。
 - (1) 通年会期制を導入する(= 憲法改正が必要)。または、「会期不継続の原則」(国会法 68 条)を改正し、次期衆議院選挙前の会期まで法案は後会に継続できるものとする。
 - (2) 党首討論を隔週毎の定例開催とする。また、常任委員会の定例日開催を弾力化させる。
 - (3) 両院協議会は、両院の賛成・反対票の割合に応じた議員構成とし、過半数の賛成で法案成立とする。国家の機密事項以外については、原則として議事を公開する。

4. 有権者のさらなる政治参加を促進し、民主主義を成熟させる。

- (1) 中学校・高等学校における公民教育を見直す。国(地域)の方向性は国民(住民)自らが決めるという民主主義の原点に戻り、国民は国や地域社会の意思決定に主体的に参画していくことの重要性を教える。
- (2) 選挙権年齢を 18 歳に引き下げる。これによって、若年層の民意をより政治に反映させる。
- (3) マニフェストの配布制限を原則自由化する。また、選挙期間中のホームページの更新などインターネット選挙運動を解禁する。また、インターネットや携帯電話を活用して、どこからでも投票できるシステムを構築する。

5. 内閣主導を確立する制度を構築する。

- (1) 首相直属の「国家戦略本部」を新設し、重要政策の企画立案を一元化する。
(☞ 詳細は「[3] 行政」参照)
- (2) 内閣が人事権と行政権を確保する。
(☞ 詳細は「[3] 行政」参照)

【政策本位の政治】

6. マニフェストの PDCA サイクルを確立し、説明責任を明確にする。

- (1) 政権発足後、与党はマニフェストで掲げた政策の手段、工程、財源の妥当性などについて再検証する。必要であれば、国民に対してその背景や理由を丁寧に説明した上で、修正する。
- (2) マニフェストの内容を予算化や法案化する際には、具体的政策を政府原案(グリーンペーパー)として開示し、広く国民に意見を求める。必要な場合は修正を行った上で、最終的な政策案(ホワイトペーパー)を決定する。
- (3) マニフェストの実行に対する責任を明確にするため、各政党の党首の任期は、衆議院議員の任期と同じとする。衆議院の任期中に政権与党の党首が交代し、マニフェストの内容を大幅に変更する場合には、衆議院を解散し、国民の信を問う。

7. 民主主義社会のインフラとして「政策市場」を構築する。

- (1) 各政党は、政党シンクタンクを活用し、政策立案能力を強化する。政党シンクタンクは党本部から独立した組織とし、政策立案及び人材育成に用途を限定した政治献金の受け皿とする。
- (2) 「民間非営利型シンクタンク」の育成・発展に向けた環境を整備し(資金、組織設置・運営、人材等)、民主主義社会のインフラとしての「政策市場」を構築する。

【政党、政治資金】

8. **政党の情報開示、ガバナンス、内部統制等を規定した「政党法」を制定する。**
諸個別法で規定された政党の記述を集中・独立させ、政党を「公的存在」と認め
た上で、必要な内部組織規定を加え、包括的な「政党法」を制定する。同法に基
づき、各政党に対して情報開示、ガバナンス、内部統制ルールを義務付ける。
9. **政党は多様で優秀な人材を登用・育成する。**
 - (1) 各政党は、「公募」や党員投票による「予備選」を積極的に導入し、真に優れた人材が選ばれる候補者選定の仕組みを整備する。
 - (2) 当選 2 回以下の議員については、出身地や親族の地盤以外の選挙区から立候補させ、国政を担う政党政治家として育成する。
10. **企業・団体现金は原則禁止し、個人献金を促進する。**
 - (1) **企業・団体献金**は原則として禁止し(パーティー券購入の禁止も含む)、政党から独立した政党シンクタンクへの寄付のみに限定する。また、企業・団体が構成員から徴収して献金することも禁止する。
 - (2) **個人献金**を促進させるための制度面の整備を進める。
 - (3) **政党助成金**の用途は、政策立案を主目的とするものに限定し、政策立案補助費として一元管理する。また、政党助成金受給資格を満たす野党に対する補助金制度(日本版ショートマネー)を導入する。
11. **「日本版 FEC」を設置し、政治資金の情報公開の促進をする。**
 - (1) 政治家別に政治資金を一括集計し、公開・監視する独立機関として、米国の連邦選挙委員会(FEC:Federal Election Committee)に倣い、「日本版 FEC」を設置する。
 - (2) 政治資金の実態を不透明にする政党支部設置数は、各選挙区 1 支部に限定する。
 - (3) 米国のロビイング制度を参考に、行政府や政治家・政党に対する政策要望を、政策要望側が陳情を含めて公開する。政治資金と政策要望をインターネット上に公開することによって、第三者による分析・評価を可能とし、政治の透明性を高める。

【グローバル人材】

12. **世界に通用する政治家人材育成機関を創設する。**
国際社会における課題設定、解決策の提案、合意形成にリーダーシップを発揮できる政治家を養成するため、各界が協力し、複数の政治家育成機関を整備する。その際、海外の類似機関(例:米国のハーバード大学のケネディ・スクールやシンガポール国立大学のリー・クアンユー公共政策大学院など)を参考とする。

【3】 行政改革

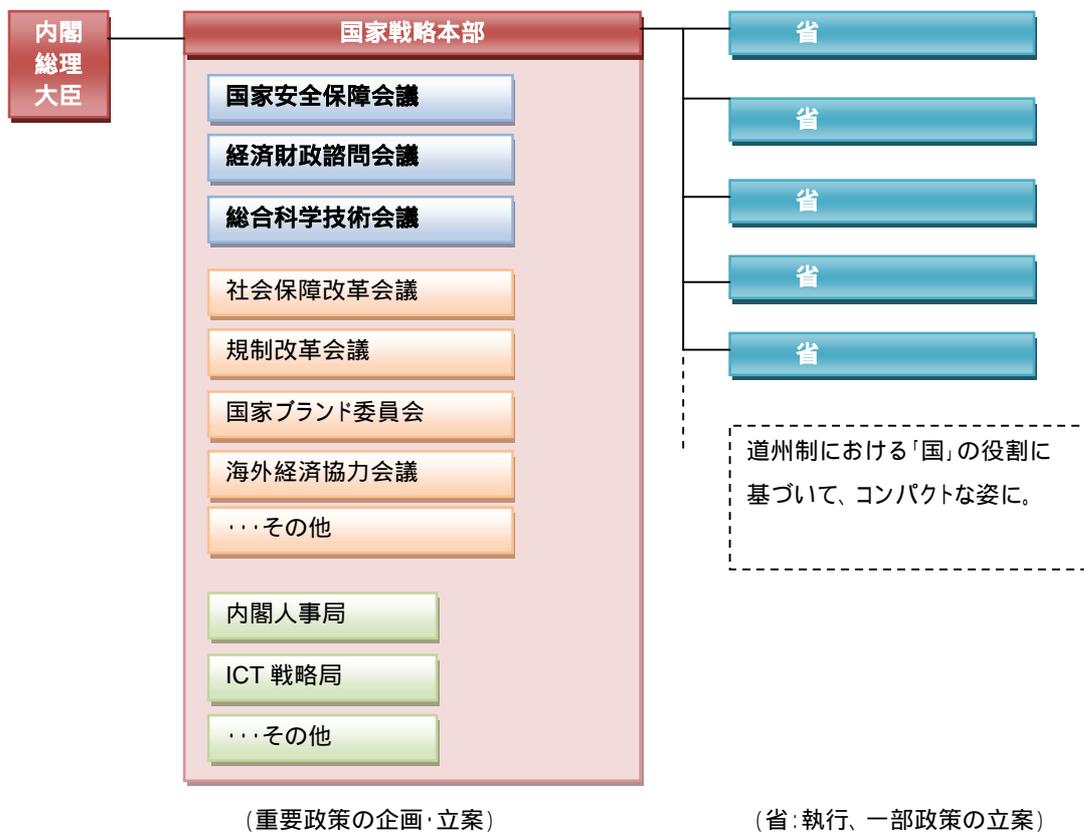
めざすべき「国のかたち」

内閣主導の下での戦略的・機動的な行政

首相直属の「国家戦略本部」が設置され、経済財政や外交・安全保障など国の重要政策について、首相がリーダーシップを発揮し、省庁横断的な企画・立案が行われている。道州制の導入に伴い、各省庁は国の担う役割に応じてスリム化され、再編されている。

道州制導入後の中央省庁のイメージ

(具体的省庁再編案については、検討課題)



効率的で透明性の高い行政

道州制導入や政府関係法人改革の進展により、国の行政組織はコンパクトになる。行政の業務プロセス改革(BPR)が徹底し、行政機関はスリムで効率的な組織に生まれ変わる。世界最高水準の電子政府化が完了し、国民の利便性は飛躍的に高まり、最高水準の行政サービスが提供される。電子政府化を通じて、政府の透明性は高まり、国民の行政への参画が促進されている。

多様で優れた人材を活かす国家公務員制度

国家公務員制度は、重要かつ戦略的な組織に英知を結集させるという観点から、官民を問わず高いパブリック・マインドを有する優秀な人材を登用する道が開かれた仕組みになっている。健全な競争原理が導入され、職務・職責と政策の達成度に応じた処遇が実現している。その結果、省益ではなく真の国益を考えた政策の実現に貢献する人材や、国際会議・交渉等の場で活躍し、日本の存在感を高める人材が評価される組織風土が醸成されている。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

【内閣主導の行政体制】

- 「国家戦略本部」の創設
- 内閣による人事権と予算権の確保
- 「道州制」導入に伴う省庁再編

【行政の効率化・透明化、電子政府】

- 独立行政法人の抜本的見直し
- 行政の業務プロセス改革(BPR)の徹底
- 世界最高水準の「電子政府」の構築
- 「行政監視院(日本版 GAO)」の創設

【国家公務員制度改革】

- 多様で優れた人材を活かすための国家公務員制度改革

【内閣主導の行政体制】

1. 首相直属の「国家戦略本部」を創設する。

- (1) 内閣官房を改組し、「国家戦略本部」を創設する。その下に、内政・外政戦略の中核となる「経済財政諮問会議」と「国家安全保障会議」を設置する。また、組織横断的な重要政策課題については、時限的なタスクフォースを同本部内に設置し、その実現に向けた責任者として担当大臣を指名する。
- (2) 同本部には、重要な国家戦略を担う企画機能を各省庁から移行し、組織横断的に企画立案・調整が可能な組織として明確に位置付ける。
- (3) 同本部の幹部及びスタッフは原則として政治任用とし、官民間わず優れた人材を結集できるような仕組みを構築する。

2. 内閣が人事権と予算権を確保し、内閣主導を確立する。

- (1) 内閣及び各省幹部については、国務大臣の任命により首相が承認し、決する仕組みとする。
- (2) 予算編成の基本方針は「国家戦略本部」が策定し、これを閣議決定する。基本方針に基づき、首相がリーダーシップを発揮し、重点政策別及び大枠の省庁別予算配分を決定する。

3. 道州制導入に伴い、中央省庁を国の役割に応じて再編・スリム化する。

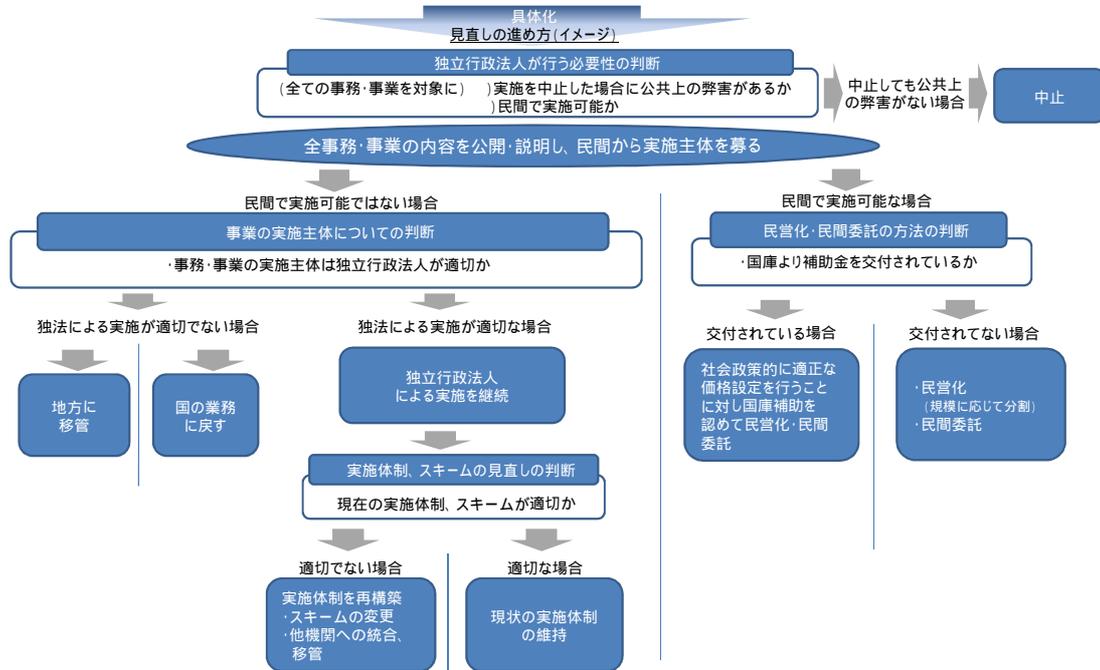
- (1) 道州制導入に伴い、現行の中央省庁を再編・スリム化する。道州の役割となった関係部局は道州に移管し、公務員も道州に移管させる。
- (2) 国の出先機関は、原則として道州に移管する。なお、道州制導入に先立ち、2015年度を目途に、現行の出先機関を「地方工務局」「地方振興局」に再編し、組織・定員をスリム化する。

【行政の効率化・透明化、電子政府】

4. 独立行政法人の事務・事業をゼロベースで再検討し、徹底的に見直す。

独立行政法人の事務・事業について、次頁図の手順に従ってゼロベースで再検討する。見直し基準を明確化した上で、事業を中止する、民営化・民間委託する、実施主体を国(省庁)に戻す、実施主体を地方自治体に移す、実施体制を再構築した上で継続する、現状の体制で継続する、のいずれかを選択する。

図：独立行政法人の業務見直しの手順



5. 行政の業務プロセス改革(BPR)を徹底する。

以下の手順に基づき、行政の業務プロセス改革(BPR)を徹底する。

- (a) 組織、職務、業務フロー、管理体制を徹底的に検証する。
- (b) 検証結果に基づき、BPRの「行動計画」を策定する。
- (c) 「行動計画」に基づき、行政手続の電子化・ペーパーレス化、行政文書のフォーマット統一、行政情報資源の共有化も含め、BPRを実施する。

6. 世界最高水準の「電子政府」を導入する。

- (1) クラウド・コンピューティングなどの新技術を適用し、各府省庁の情報基盤システムを一元化する。
- (2) 「国民生活者番号(国民ID)」を導入し、行政のワンストップサービスを実現する。
- (3) 各府省庁のICT担当部署は統合し、一元管理を行う「電子政府センター」を設置する。
- (4) 電子政府の推進にあたっては、ICT担当大臣(電子政府推進担当大臣)を指名するとともに、現行の「IT戦略本部」の機能・権限を強化し、国家戦略本部に「ICT戦略局」を創設する。なお、電子政府化の工程は、道州制導入に伴う中央省庁再編を視野に入れる。

7. 「行政監視院(日本版 GAO)」を創設し、政策評価機能の強化を図る。

- (1) 会計検査院を改組し、米国の行政監視院(GAO; Government Accountability Office)に倣った「行政監視院(日本版 GAO)」を新設する。行政からの独立性を担保するため、国会の付属機関とすることが望ましい(= 国会の付属機関とするためには、憲法改正が必要)。
- (2) 職員は、公認会計士の他、弁護士、科学者、エコノミストなどの専門家も積極的に登用する。
- (3) 同院は、前年度予算の執行状況と政策評価をとりまとめ、9月末までに国会に報告する。分析対象は一般会計、特別会計などすべての財政支出とし、各省別にその年の重点調査分野を限定して集中的に調査する。

【国家公務員制度改革】

8. 多様で優れた人材を活かすため、国家公務員制度を改革する。

- (1) **【幹部任用】** 新設する国家戦略本部の幹部・スタッフ、及び全省庁の指定職級以上の幹部職員は政治任用とし、国家戦略本部に幹部職員の内閣一元管理を行う人事機能を持つ組織を設置する。
- (2) **【採用・配置】** 幹部をめざす総合職は、内閣により一括採用・配置を行う。人事は複数の省庁異動を前提とする。高度専門職(弁護士、公認会計士、医師等の有資格者、金融等の専門家・実務家等)は各省採用とし、事務次官や局長と同格またはそれ以上の処遇を与えることも可能とする。
- (3) **【給与】** 給与制度は職務・職責主義に改め、政策目標の達成度や貢献による成果主義を導入する。総務省行政管理局の機構・定員管理機能と人事院の給与機能を内閣人事・行政管理局に移管し、各府省横断的な人件費の適正かつ効率的配分を可能とし、「総人件費管理」の徹底を図る。
- (4) **【天下り】** 早期勧奨退職の慣習を改め、役職定年制を導入し、民間並みの定年制への移行及び報酬・年金の制度を見直す。各省庁による再就職斡旋や渡り方式を根絶する。総人件費抑制のため、降格・降給を含めた人事体系の見直しを行う。
- (5) **【人事交流】** 官民交流を促進し、民間からの中途採用を積極的に進める。ポジションの専門性に着目した公募型の民間任用を実施する。フリーエージェント制や課長級以上の公募制の積極活用も検討する。
- (6) **【労働基本権】** 自衛隊や警察などを除いた公務員については労働基本権を付与し、民間と同様の労働条件とする。よって、公務員の身分保障を撤廃し、雇用保険への加入を行う。また、分限処分について手続きの整備を進める。なお、幹部職員は労働基本権の対象外とする。

【4】 司法改革

めざすべき「国のかたち」

三権分立の一翼として機能を発揮する司法

司法は、違憲立法審査権を積極的かつ適切に行使し、三権分立の一翼として重要な役割を果たしている。環境変化の激しい時代の中で、現実にかかる様々な問題に対し、「高度な政治行為」であっても憲法の趣旨に照らして司法が適切な憲法判断を下している。これによって、「法の支配」が確立している。

自由で公正な社会を支える法曹人材

法曹人材が、政治、行政、企業、国際機関など様々な場面で活躍し、自由で公正な社会づくりを支えている。特に、時代の環境変化の中で生じる様々な課題について、法制度やルールの構築や国際交渉などの場面において、重要な役割を果たしている。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

- 「憲法裁判所」の創設
- 法曹人材の活動分野の拡大

印を付した政策は、憲法改正を前提としている。したがって、2020年までに憲法改正の見通しが立たない場合には、現行憲法の下で、その趣旨に近い改革を実施する。

1. 抽象的違憲審査も行う「憲法裁判所」を設置する。

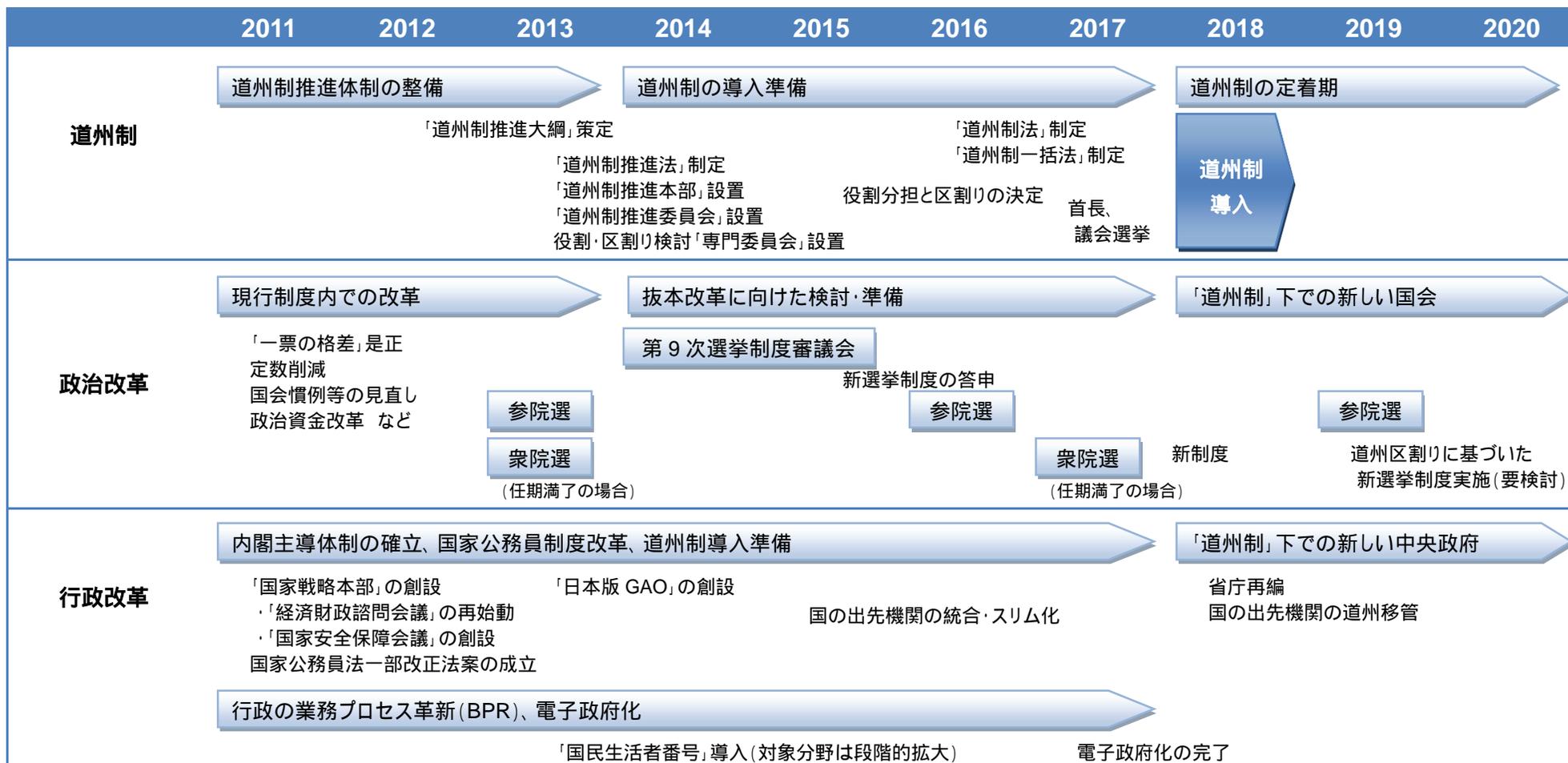
(1) 現行の最高裁判所とは別に、抽象的違憲審査も行う「憲法裁判所」を設置する。(= 憲法改正が必要)

- (2) 憲法裁判所裁判官の選任方法は別途検討課題とするが、公聴会などのオープンな審査を経た上で、従来の職業裁判官以外にも、高い見識を備えた専門家が選任されることが必須である。

2. 法曹人材の活動分野を活動する分野を拡大させる。

- (1) 司法試験合格者が、法曹界のみならず、国家・地方公務員、国会議員政策秘書、企業内弁護士などの諸分野で活躍できる環境を整備する。
- (2) こうした多様な経験を積んだ人材を、裁判官や検察官に積極的に登用する道を拓く。

【主要工程】 国家運営の再構築





財政健全化と社会保障の再構築

【5】 財政・税制改革

めざすべき「国のかたち」

2010年代後半に基礎的財政収支(プライマリ バランス)が黒字化する健全財政

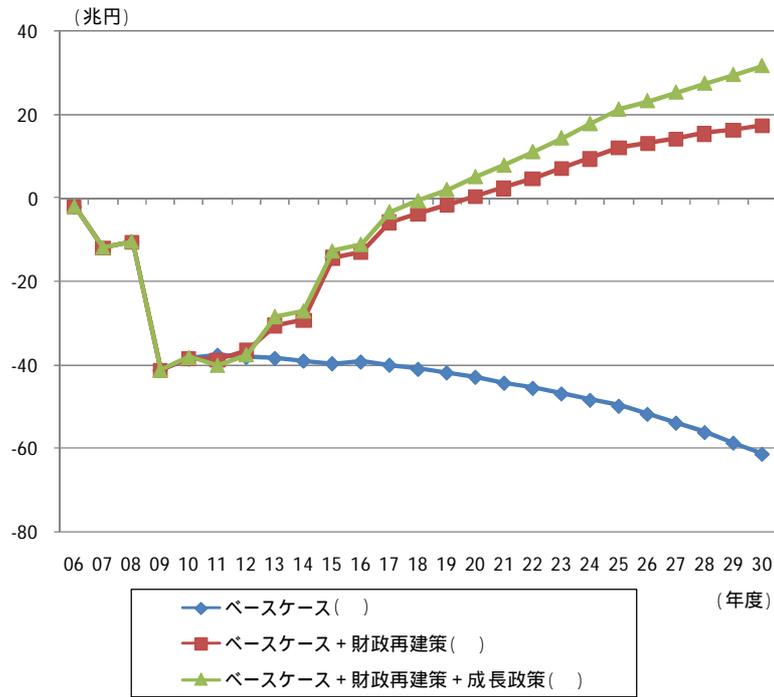
財政・税制、社会保障、経済の一体改革が功を奏し、2010年代後半に基礎的財政収支(プライマリー・バランス)の黒字化が実現し、2020年代末には、長期債務がGDPと同規模まで圧縮される道筋が視野に入ってきている。歳出削減が徹底され、公的資本形成は他の先進国並みの対GDP比3%程度に削減されるが、国民の安全・安心につながる既存インフラの補修や、費用対効果の高い事業に重点化されている。国民負担率は、対GDP比30%台前半(対NI比40%台前半)にとどまっている。

【参考】

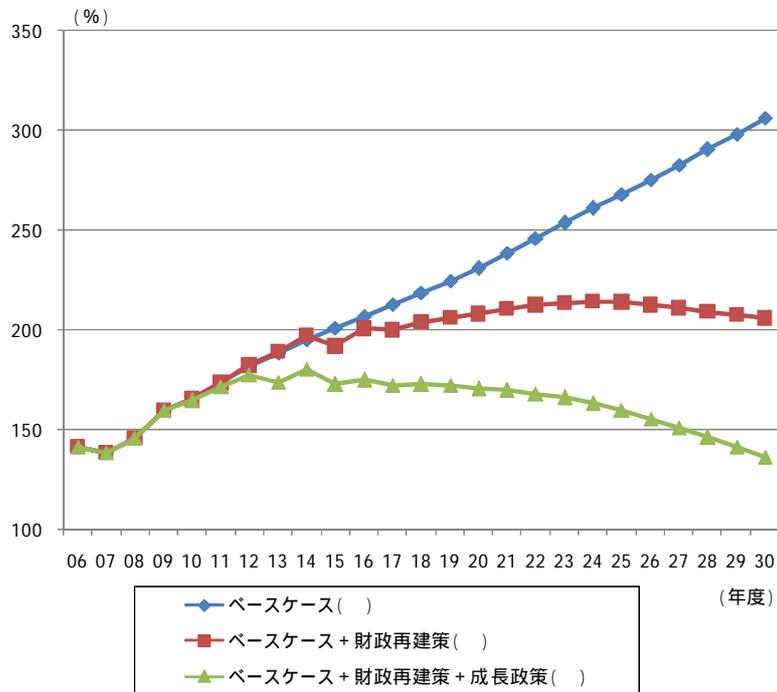
経済同友会は、我々の提案する財政・税制改革、社会保障制度改革、経済成長戦略の提言の効果について、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)にシミュレーションを委託した。その結果、以下の試算結果を得たので、ここに参考資料として示す。

- **ベースケース**：改革を行わない場合、プライマリー・バランスの赤字は続き、政府債務残高の対GDP比率は拡大し続ける(発散する)。
- **ベースケース+財政再建**：財政再建策(財政・税制改革、社会保障制度改革)を実行すると、2020年にプライマリー・バランスが黒字化し、国・地方の長期債務残高の対GDP比率は2020年代半ばに圧縮に転じる。しかし、2030年でもその水準は200%を下回らず、2010年代の実質GDPの平均成長率は、ベースケースに比べて0.6%ポイント押し下げられる。
- **ベースケース+財政再建+成長戦略**：財政再建策に加え、さらに経済成長戦略を実行すると、プライマリー・バランスの黒字化は2019年となり、国・地方の長期債務残高の対GDP比率もベースケースよりも早く圧縮に転じ、そのスピードも速まる。また、2010年代の実質GDPの平均成長率は、財政再建のみのケースに比べて+1.1%ポイント押し上げられる(ベースケースに比べると+0.5%ポイントの押し上げ)。

参考図:プライマリー・バランス



参考図:中央・地方政府の債務残高の対名目 GDP 比率



(注) いずれのグラフも、経済同友会の委託により、三菱 UFJ リサーチ・コンサルティング(株)が独自のモデルを使用してシミュレーションした結果である。

「公正」「中立」「簡素」の原則の下、活力ある経済社会を支える税制

税制は、「公正」「中立」「簡素」の原則の下、少子・高齢化やグローバル化に対応するため、2013年に消費課税、法人課税、所得課税、資産課税などの税制抜本改革が行われる。その結果、消費税が17%に引き上げられるなど、現役世代に過度な負担をかけず、幅広い世代が支える仕組みとなり、世代間の不公平感も解消される。また、個人の意欲を引き出し、企業の国際競争力強化を促進するような制度設計がなされ、社会の活力を引き出す税制となっている。

表：税制改革の方向性

(兆円)

		2007年度		2010年度		増減	改革の方向
		税収	比率	税収	比率		
所得	個人	26.9	57%	23.1	49%	→	課税ベース拡大 給付つき税額控除
	法人	24.8		11.2			
	利子・配当	1.5		0.9		↓	国際的な水準まで引き下げ
消費	消費税	12.8	24%	12.1	28%	↑	安定的な基幹税として 消費税率引き上げ
	個別間接税	10.0		8.2		↓	
資産	相続税	1.5		1.3	20%	↑	課税ベース拡大
	固定資産税	10.3	16%	10.5			
	自動車保有	3.0		2.6		→	
関税・印紙収入等		2.2	2%	1.8	3%	→	
合計		92.9	100%	71.7	100%		

「国のかたち」の実現に向けた具体策

【財政健全化、歳出改革】

- 「財政運営戦略」の策定と「財政健全化法」の早期制定
- 歳出削減の徹底
- 予算制度改革
- 特別会計の徹底的見直しと透明化

【税制改革】

- 消費課税
- 法人課税
- 所得課税
- 資産課税
- 「国民生活者番号(納税者番号)」の導入

【財政健全化、歳出改革】

1. 具体性のある「財政運営戦略」を策定し、早期に「財政健全化法」を制定する。
 - (1) 歳出構造の改革や歳出削減計画など、より具体的内容を盛り込んだ「財政運営戦略」を策定する。
 - (2) 「財政運営戦略」をベースとして、基礎的財政収支の均衡目標が明記された「財政健全化法」を制定する。
2. 歳出削減を徹底する。
 - (1) 国・地方を合わせた公的資本形成は、他の先進諸国と同レベルである対GDP比3%まで引き下げる。その際、公共投資は国民の安全・安心に直結する既存インフラの維持・補修に重点を移す。新規事業は、厳格な費用対効果を試算し、優先順位付けをする。
 - (2) その他の裁量的経費は、2007年度比約8割の水準まで圧縮する。
 - (3) 景気悪化の際には、歳出削減を一時的に猶予する柔軟措置を講じる。
3. 予算制度を改革し、歳出の重点化と効率化を図る。
 - (1) 予算編成の基本方針は「国家戦略本部」が策定し、これを閣議決定する。基本方針に基づき、首相がリーダーシップを発揮し、重点政策別及び大枠の省庁別予算配分を決定する。
 - (2) 各省庁は、示された政策目標と予算枠に基づき、自らの裁量で予算配分を決定する。その際、「Pay-as-you-go原則(財源なくして増額措置なし)」を徹底し、自らの判断で政策のスクラップ・アンド・ビルドを行う。

- (3) 複数年度予算(例えば3年)を導入する。併せて、効率的な予算執行に対するインセンティブ、予算執行状況の監視制度、年度単位での予算修正の仕組みを整備し、予算使い切りの風潮や歳出の硬直化を防止する。

4. 特別会計を徹底的に見直し、透明性を高める。

- (1) 特別会計やその実施事業についてサンセット条項を導入し、その継続・変更の是非について定期的かつ不断に検証することを制度化する。特に、保険や再保険に係わる特別会計は、国が関与する必要性や民による代替の可能性などの面からの継続的に検証する。
- (2) 定量的な事業評価の仕組み(ベンチマークの採用など)の整備と併せ、業務監査・会計監査を徹底する。

【税制改革】

5. 消費課税を17%に引き上げ、新基礎年金と地方財政を支える安定財源とする。

- (1) 消費税を以下のとおり段階的に引き上げ、新基礎年金(後述)と地方財政を支える安定的財源とする。

	年金目的	国	地方	合計
現行	-	4%	1%	5%
2013年度	3%	2%	5%	10%
2015年度	8%	2%	5%	15%
2017年度	10%	2%	5%	17%

- (2) 現行の非課税品目・取引は継承しつつ、単一税率とする。
- (3) 消費税率の引き上げに際しては、かねてより問題視されている「益税」を排除する。そのためには、簡易課税制度を廃止し、インボイス制度を導入する。また、免税点制度も廃止を視野に入れる。
- (4) 現行の個別間接税は、消費税率引き上げに際して、廃止(不動産取得税の建物部分、自動車取得税)または縮小(酒税、燃料関連諸税ほか)する。

6. 所得課税を見直す。

- (1) 所得課税は、金融所得とその他所得との二元的所得課税に整理し、それぞれ国民が応能的に負担する税とする。
- (2) 所得控除は整理・縮小し、税額控除へ重心を移す。
- (3) 低所得者層への配慮と就労・子育て支援等を目的に、「給付つき税額控除」を導入する。
- (4) 金融所得課税は、損益通算の範囲拡大や損失繰越の容認など、金融所得を一元的に課税する制度へ是正する。

- (5) エンジェル税制は、投資時点において 20%の税額控除を認める。また、譲渡損失発生時の繰越期間は 5 年に延長し、2020 年には無期限化し、起業への支援を強化する。

7. 法人実効税率を段階的に 25%まで引き下げ、国内需要や雇用の拡大をめざす。

- (1) 法人実効税率は、以下のとおり段階的に引き下げる。これによって、国内企業の国際競争力強化、対内直接投資の拡大を図り、国内需要や雇用の拡大をめざす。

年度	実効税率
現行	40%
2011 年度	35%
2013 年度	30%
2015 年度	25%

- (2) 租税特別措置は、目的・効果の観点から整理・簡素化、あるいは廃止する。研究開発減税や投資減税など、世界各国が成長戦略の一環として導入している減税策や、化学原料や製鉄原料等へのエネルギー課税のように、明らかに課税根拠に乏しいものは、免税を恒久化する。
- (3) 地方税である法人事業税及び法人住民税の法人税割は廃止する。これに伴い、地方消費税を拡充する(前述)。なお、応益性の観点から、法人住民税の均等割は大幅に拡大(例えば倍増)することを検討する。

8. 資産課税を見直す。

- (1) 相続税の基礎控除は、配偶者以外への基礎控除を引き下げ、課税ベースを拡大する。
- (2) 相続時精算課税制度の非課税枠(現行 2500 万円)は拡大し、次世代への資産の円滑な移転・継承を促進する。

9. 「国民生活者番号(納税者番号)」を導入する。

2013 年度までに、個人の所得把握及び社会保障給付のためのインフラとして、「国民生活者番号(納税者番号)」を導入する。その導入にあたっては、追加投資を最小限に抑制するため、住民票コードを活用するのが望ましい。

【6】 地方税財政改革

めざすべき「国のかたち」

道州制の下で自立・持続可能な地域財政

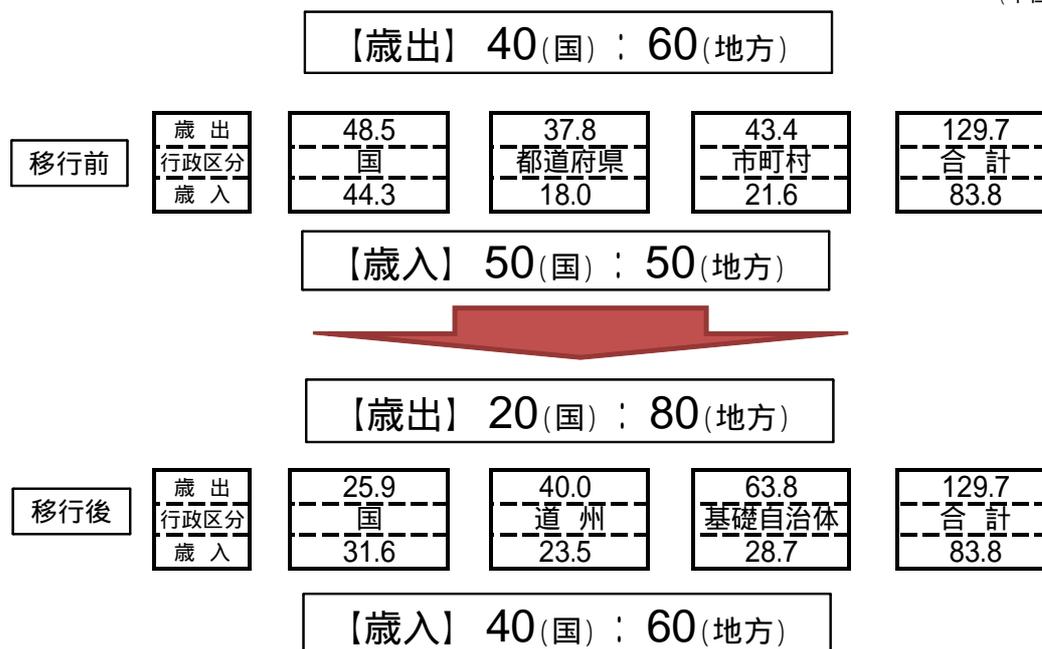
道州制の導入により、地域の行政サービスに要する費用は地域が自ら負担するという受益と負担が一致する仕組みが構築され、地域の主体性と自立性が確立する。地域は、各地域によって異なる様々な住民ニーズに対応した歳出と歳入を自己決定し、国に依存することなく自主自立した活動を行うための持続可能な財政基盤を有する。そのため、地域税や地域債を中心とした自主財源が歳入構造の中心を占める。また、住民が決定した行政サービスを賄うための財源は、歳出削減や増収努力によって確保される。

図：現行の歳出・歳入を「道州制」の役割分担に基づいて再構成すると

(下記の図は、道州制における歳出・歳入の規模を2008年度決算の数値で置き換えたものである。)

歳 出			行政区分	歳 入	
役割	歳出項目	歳出額		税 目	歳入額
外交・防衛	外交、防衛	5.7	国	個人所得税	15.0
経済・労働	一般行政費、徴税費など	2.0		法人所得税	10.0
福祉・保健・環境	年金、高齢者医療、生活保護など	14.0		相続税	1.5
議会	国会	0.1		その他税(酒税、印紙収入など)	5.1
その他	その他(司法、皇室など)	4.0		雑収入	8.1
	合 計	25.9		合 計	39.7
警察・安全	警察・安全	4.2	道 州	事業税(個人分・法人分)	5.4
国土・土地利用	河川、森林保護など	3.2		地方消費税(5%)	12.4
交通・社会資本	道路整備、空港、港湾整備など	10.5		自動車税	1.7
経済・労働	産業振興、農業、水産業など	11.2		軽油引取税	0.9
福祉・保健・環境	医療保険、公衆衛生など	5.2		揮発油税()	1.9
教育・科学・文化	高等教育	2.7		その他税 (不動産取得税、自動車取得税など)	1.2
議会	議会	0.1		その他	7.3
その他	その他(総務費、徴税費など)	2.9		合 計	30.8
	合 計	40.0	基 礎 自 治 体	住民税(個人分・法人分)	16.4
消防・安全	消防	2.3		固定資産税	8.9
交通・社会資本	都市計画	6.2		市町村たばこ税	0.8
経済・労働	労働関係費	1.9		たばこ税()	0.9
福祉・保健・環境	介護、老人福祉、児童福祉など	28.1		都市計画税	1.2
教育	幼稚園、初等・中等教育など	17.8		その他税 (事業所税、軽自動車税など)	0.5
議会	議会	0.4		その他	8.0
その他	その他(総務費など)	7.1		合 計	36.7
	合 計	63.8			

(単位:兆円)



- (注1) 表中の()は国から道州、基礎自治体へ移譲したもの。
(注2) 「地方消費税」には国から移譲した消費税を含む。
(注3) 道州の「揮発油税」は現行の国税から移譲したもの。
(注4) 基礎自治体の「住民税」には現行の市町村民税と都道府県民税が含まれている。
(注5) 基礎自治体の「たばこ税」は現行の国税から移譲したもの。
(注6) 国の「雑収入」には国有財産利用収入、納付金、諸収入などが含まれている。
(注7) 道州、基礎自治体の「その他」には、地方譲与税、分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入などが含まれている。
(注8) 本資料の作成にあたり、政策シンクタンク PHP 総研から有益なコメントをいただいた。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

- 歳出削減の徹底
- 地域税と課税自主権の強化
- 「統合負担金制度」の創設
- 「水平的財政調整制度」の創設
- 市場による規律付けを活用した地域債制度
- 道州及び自治体の自主性担保とガバナンス強化
- 国・地方の長期債務の「債務返済機構」への移管

1. **歳出削減を徹底する。**
 - (1) 事業仕分け、民営化、民間委託、NPO の活用、複数の自治体による共同事務実施など、歳出削減を徹底する。
 - (2) 歳出削減にあたっては、地方議会、地方公務員を聖域としない。
2. **地域税は、地方消費税、個人住民税、固定資産税を基幹税とし、課税自主権を強化する。**
 - (1) 地方消費税は 5%とし、地方(道州制移行後は道州)を支える財源として課税する。
 - (2) 個人住民税(比例税)は、基礎自治体の基幹税とする。道州制の役割分担に応じ、個人所得税の一部を個人住民税に移譲することも検討する。
 - (3) 固定資産税(土地・家屋)は、基礎自治体の基幹税とする。
 - (4) 地方税法における税率制限を緩和・自由化し、課税自主権を強化する。
3. **国庫補助金を廃止し、「統合負担金制度」を創設する。**
 - (1) 国庫支出金のうち、国庫負担金は、用途を縛らない「統合負担金制度」を創設し、負担額の算定を簡素で客観的な基準で行う。
 - (2) 政策誘導型あるいは奨励的な国庫補助金は廃止する。
4. **地方交付税交付金制度を廃止し、「水平的財政調整制度」を創設する。**
 - (1) 現行の地方交付税交付金制度を廃止し、道州間の「水平的財政調整制度」を創設する。東京特別州の税収の一部などを原資とし、税収格差を緩和する仕組みとする。調整基準は、道州間の協議により決定する。
 - (2) 道州内の基礎自治体間の税収格差については、道州の責任において調整する。
5. **地域債制度は、市場による規律付けを活用する。**
 - (1) 地域債の発行・償還は、地域の自己決定・自己責任を基本とする。
 - (2) 資金調達は、金融市場の機能を活用する市場公募債とする。また、プロジェクト・ファイナンス方式、共同発行方式なども活用する。
 - (3) 企業並みの情報開示や格付けの充実を図る。
6. **道州及び基礎自治体の自主性を担保し、ガバナンスを強化する。**
 - (1) 地方財政制度の中心的な仕組みとして機能してきた「地方財政計画」は廃止する。
 - (2) 地方自治法、地方財政法、地方税法など国が定める地方にかかわる法律を見直し、原則として地方関連基本法一本とし、その他詳細にわたるルールは各地域の事情と責任において条例で定める。
 - (3) 自治体の情報公開制度を整備する。

(4) 自治体再建法制(破綻法など)の整備や、自治体財務監査や再建のための検討機関の設置を検討する。

7. 国・地方の長期債務は、「債務返済機構」を創設し、移管する。

(1) 既存の国債残高に関しては、地方で行うことが適切な業務のうち、国の特別会計で予算化されている部門については、資産、債務、職員をセットとして、特別会計ごと国から地方へ移管する。

(2) 国の一般会計と地方へ移管しなかった特別会計の長期債務は、「債務返済機構」を創設して移管し、既存債務と新規債務を分離する。機構は、移管された債務を60年間で返済し、償還期間満了後は解散する。

(3) 債務返済機構に国有財産の一部を移管し、その売却収入と運用収入を返済財源に充てる。不足分については、国及び地方から拠出する。

【7】 社会保障制度改革

めざすべき「国のかたち」

ナショナルミニマムを確実に保障する持続可能な社会保障制度

社会保障制度は、財政的に持続可能であり、給付と負担における世代間格差が縮小・是正されている。年金、医療、介護の各制度において、ナショナルミニマムを保障する公的制度と、それを超えて、自己責任、自助努力を基本に、民間の力を活用する制度とに区別されている。ナショナルミニマムを確実に保障することにより、社会保障制度への国民の信頼は高まっている。

年金・医療・介護の新制度

	年金	
制度	基礎年金制度 (1階部分)	拠出建年金制度 (2階部分)
運営主体	国	民間金融機関等
対象	65歳より支給	任意加入、詳細は契約による
給付	1人月額7万円	(契約による)
負担	年金目的消費税 (年金保険料は廃止)	(契約による) 企業負担あり

(注1) 2020年における新基礎年金の給付額は約33兆円となり、これを賄う消費税の年金目的分は約10%になる。

(注2) 改革後も企業負担は変わらない。企業が現在負担している保険料相当分は、過去期間にかかる年金純債務の処理に充てるとともに、新たな「拠出建年金」にも拠出する。

	医療	
制度	公的医療保険制度	高齢者医療制度
運営主体	道州	道州
対象	74歳以下	75歳以上
給付	7割 (財源は保険料)	7割 (財源は税)
負担	保険料 自己負担3割	保険料なし 自己負担3割

(注) 新たな高齢者医療制度に必要な税額は、2020年時点で約16兆円となる。

介護	
制度	介護保険制度
運営主体	基礎自治体
対象	要介護 2 以上のサービス
給付	8 割 (財源は税 + 保険料)
負担	自己負担 2 割

(注) 2020 年の介護費用は約 11.5 兆円となり、給付の 5 割に税を充てた場合、必要な税額は約 4.8 兆円となる。

年金改革で負担はどう変わるか

月収 40 万円の会社員を世帯主とする家庭の場合

月額	現行	改革後
厚生年金保険料	36,600 円	-
消費税 月間消費額 24 万円と仮定	12,000 円 (税率 5%)	40,800 円 (税率 17%)
新・拠出建年金保険料(任意)	-	0 ~ 18,600 円
合計	48,600 円	40,800 ~ 59,400 円

(注 1) 経済同友会事務局試算。

(注 2) 新・拠出建年金保険料の拠出限度額は、現行の厚生年金保険料の 2 分の 1(労使折半)から基礎年金部分を除いた額とした。

(注 3) 改革後の消費税率 17%のうち、年金目的分は 10%。

子供を安心して産み、育てやすい社会

国、企業、家庭・地域による総合的な少子対策が功を奏し、合計特殊出生率は、2020 年において 1.75 まで改善している。民間も含めた多様な子育て支援システムが整備され、企業においても男女共に仕事と子育てが両立し得る雇用環境が整備され、子供を安心して産み、育てやすい社会が築かれている。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

【一体的改革】

- 「社会保障改革会議」の創設
- 3つの「一体的視点」による制度改革

【年金】

- 新・基礎年金制度の創設
- 新・拠出建年金制度の創設

【医療】

- 新・高齢者医療制度の創設(75歳以上)
- 公的医療保険制度の一元化(74歳以下)
- 公的医療保険の範囲の最適化と医療サービスの効率化

【介護】

- 介護保険給付の見直しと自己負担の引き上げ
- 介護保険施設の開設主体の多様化と在宅介護の改善
- 介護に携わる多様な人材の確保と専門性の向上

【子育て支援】

- 合計特殊出生率の中長期的数値目標の設定
- 多様な家族形態の尊重
- 子育て支援の環境整備

【一体的改革】

1. 「社会保障改革会議」を創設し、社会保障制度を一体的に改革する。
超党派による協議機関として「社会保障改革会議」を創設し、社会保障制度の一体的改革について協議し、国民の合意形成を図るための成案を得る。
2. 制度改革は、以下の3つの「一体的視点」から検討する。
 - (1) 公的保障における各社会保障制度の「一体的視点」：
 - (a) 基礎年金で、医療・住居費用が賄えない場合には、生活保護における「医療扶助」「住宅扶助」を必要に応じて給付する。
 - (b) 医療、介護の各制度において、合計自己負担額が高額になる場合には、年齢、世帯状況、所得に応じて負担を軽減する。

- (2) 歳出・歳入改革と社会保障との「一体的視点」：
医療と介護の給付の伸び率を、経済成長率に高齢化要因を加味した指標である高齢化修正 GDP(注⁴)の範囲内にする。
- (3) 新事業創造、産業発展と社会保障との「一体的視点」
ICT 利活用や規制改革により、多様なサービスを提供する。

【年金】

- 3. **全額年金目的消費税で賄う新・基礎年金制度を創設する。**
 - (1) 老後における最低限の生活を保障するため、2013 年度に新・基礎年金制度を創設する。
 - (2) 65 歳以上の全国民に、1 人月額 7 万円(物価スライドを適用)を給付する。
 - (3) 財源は、全額年金目的消費税とし、基礎年金部分における個人の保険料負担は廃止する。
 - (4) 高額所得者にも給付するが、公的年金等控除を縮小し、将来的には総合所得課税の下で同控除を廃止する。
- 4. **民間金融機関等が運営する新・拠出建年金制度を創設する。**
 - (1) 最低限の生活保障を超える新たな 2 階部分として、民間金融機関等が運営する新・拠出建年金制度を創設する。同制度は、収入のある国民は誰でも加入可能とする。
 - (2) 新制度の導入にあたり、現在の厚生年金報酬比例部分は、約 50 年間かけて積立方式に移行し、最終的に廃止する。
 - (3) 現行の基礎年金、厚生年金において企業が負担している保険料相当分は、過去期間にかかる年金純債務の処理に充てるとともに、新たな 2 階部分となる新拠出建年金に拠出する。

【医療】

- 5. **75 歳以上を対象とする独立した新・高齢者医療制度を創設する。**
 - (1) 75 歳以上を対象とする独立した新・高齢者医療制度を創設する。その医療費の財源構成は、税 7 割、自己負担 3 割とする。74 歳以下が加入する公的保険制度からの支援金の拠出は行わない。
 - (2) 同制度に必要な税は、国税で確保する。各道州の 75 歳以上人口の比率等を踏まえ配分し、各道州はこれを財源に運営を行う。
- 6. **74 歳以下が加入する公的医療保険制度を一元化する。**
 - (1) 現行の公的医療保険制度は、道州制の導入に併せ、道州単位の地域保険に再編・統合する。

4 名目成長率 + (65 歳以上の人口増加数 × 社会保障給付に占める医療・介護費用の割合) / 全人口

- (2) 加入者の年齢構成や所得水準の違い等を考慮した保険料率の調整は行うが、調整後の保険料率の差は残し、保険者が経営努力と財政規律の維持により保険料率を抑制する。
- (3) 地域保険への再編・統合後は、企業は保険料(労使折半)を従業員が加入する地域の保険者に支払う。

7. 公的医療保険の範囲を最適化し、医療サービスを効率化する。

- (1) ICT の利活用や、保険対象の医療技術や医薬品等の費用対効果の重視などにより、公的保険の適用範囲を最適化する。
- (2) 医療サービスの効率化により、社会保障費用の伸びを抑制する。医療機関間の役割分担を明確にし、人材や設備等の集約化を進める。
- (3) 医師不足に対しては、短期的には看護師などのコメディカルの業務を拡大し、医師の業務の一部を担えるようにする。中長期的には、地域別、診療科別の需要を踏まえた専門医の育成制度を整備し、必要な医師数を確保する。

【介護】

8. 介護保険制度におけるサービスを重点化し、自己負担を引き上げる。

- (1) 介護保険給付を重度者に重点化し、要支援 1、2 と要介護 1 におけるサービス利用は、保険の給付対象外とする。また、保険給付の対象となる要介護 2 以上のサービス利用において、自己負担割合を 2 割に引き上げる。
- (2) 被保険者、受給者の対象は、現行制度と同様 40 歳以上とし、障害により介護支援を必要とする場合には、政策として税を財源に着実に実施する。

9. 介護保険施設の開設主体の多様化、在宅介護の改善を行う。

- (1) 経営主体者間での競争条件を同一にし、株式会社など多様な主体による介護保険施設経営への参入を促進する。特別養護老人ホームなどを開設する社会福祉法人への公的助成は廃止し、低所得者支援は個人に給付する。
- (2) サービス利用者の主体性の尊重、介護者への支援といった視点から、在宅介護の改善を行う。現物給付と現金給付の併用を導入し、利用者の選択肢を増やす。
- (3) 在宅介護サービスを標準化し、介護者が短時間の訪問介護を巡回して行う。保険の給付対象外とする要介護 1 以下の比較的軽度の認定者への介護は、地域住民などが支援する互助の仕組みで対応する。

10. 介護に携わる多様な人材を確保し、専門性を向上させる。

- (1) 介護サービスの需要増加に対応するため、国内外の多様な人材を確保する。介護福祉士の資格がなくても、自治体等による一定の研修を受ければ、軽度の認定者への介護を可能にする。
- (2) 経済連携協定(EPA)に基づく看護師及び介護福祉士の志望者について、日本語取得の期間を考慮し、資格取得前の在留期間を延長する。また、資格試験を英語で実施し、合格者に対して日本語取得に必要な期間の在留を認める。
- (3) 職業としての専門性を高めるために、医療と介護との連携強化の必要性を念頭に、介護職における医療に関する知識や技術等の習得を促進する。

【子育て支援】

11. 合計特殊出生率の中長期数値目標を設定する。

- (1) 内閣の責任において、合計特殊出生率の具体的数値目標、達成期限を設定し、少子化対策の全体像を再構築する。
- (2) 具体的目標は、結婚や子供数についての国民の希望が叶った場合の値である 1.75 とする。

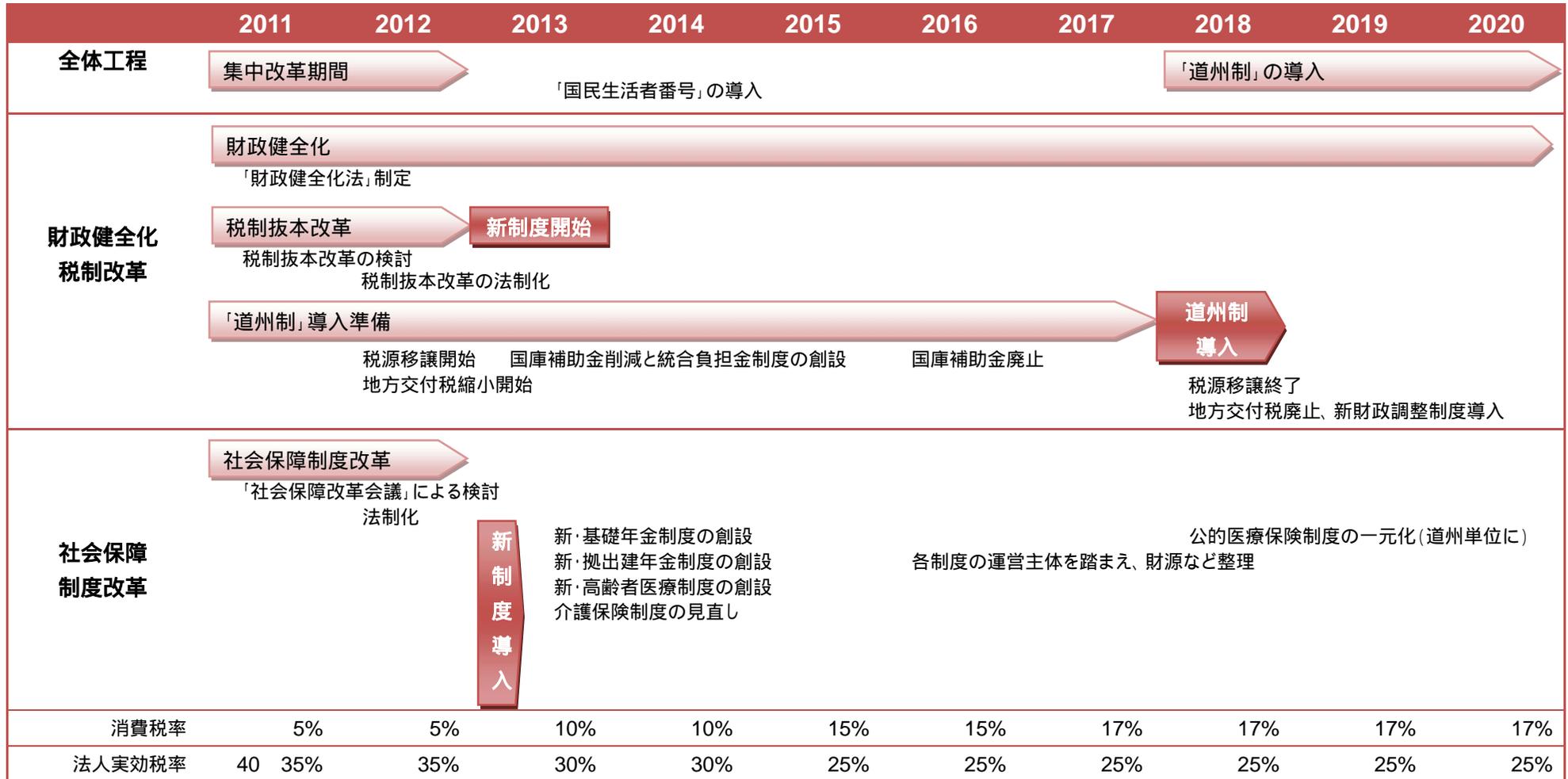
12. 多様な家族形態を尊重する。

個人の価値観が多様化していることを踏まえ、様々な家族形態(国際結婚、夫婦別姓、事実婚等)を尊重し、民法や戸籍法における婚外子差別を撤廃する。

13. 保育サービスの供給拡大など、子育て支援の環境整備をする。

- (1) 児童福祉法の「保育に欠ける児童」の要件を撤廃する改正を行い、認可保育所や自治体が認定した認可外保育所以外にも、保育サービスを希望するすべての保護者が公的支援を受けられるようにする。また、地域の実情に応じた保育所の設置基準の緩和など国の規制を不断に見直し、地域のニーズに応じた保育サービスの供給を可能にする。
- (2) さらに、保育サービスにおける利用者の選択肢を拡大するために、保育所と幼稚園の機能が併存する幼保一体化した施設「こども園」の設置を促進する。保育の質の確保に向けては、保育所の公設民営化の推進にあたり、多様な評価項目を含めた「総合評価方式」を導入する。
- (3) 子育てにおける経済的支援については、「保育パウチャー」制度の導入等を検討し、保育に関する補助金を、施設補助から利用者直接補助へと転換する。また、保護者が保育サービス事業者と直接契約ができるよう制度を見直す。

【主要工程】 財政健全化と社会保障の再構築





経済再生と成長基盤の強化

【8】 経済成長戦略

経済成長戦略の全体像

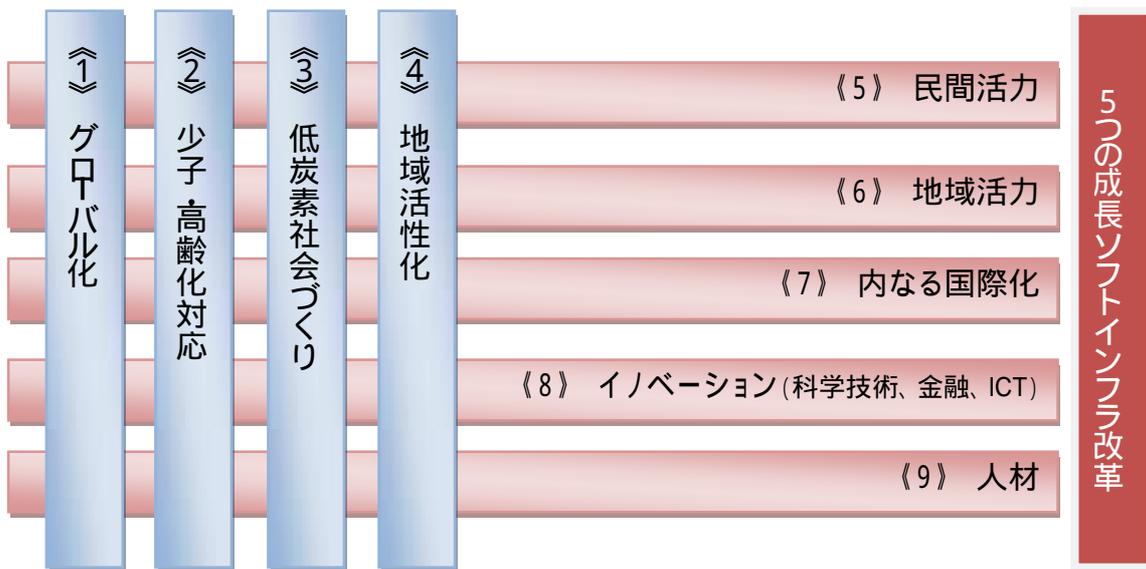
成長戦略の基本方針

資源小国であり、人口が減少し、社会が成熟した日本の成長は、

- 国内外の環境変化への対応(課題解決)を**戦略的成長分野**とし、
- **成長基盤**(ソフトインフラ)として、人材育成、イノベーションの促進により、民間及び地域活力の最大化を図り、

生産性向上、産業の構造改革、国際競争力強化を図ることによって実現する。

4つの戦略的成長分野



A： 4つの戦略的成長分野

《1》 グローバル化

めざすべき「国のかたち」

世界、特にアジアの新興国の活力を取り込んで成長する国

2020年には、主要な経済連携協定(EPA) / 自由貿易協定(FTA)、すなわち、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)、日 EU 経済連携協定(EPA)、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)などが実現している。「開かれた国」が実現し、日本企業の国際競争力は向上し、グローバル大競争の中で、アジアを中心とする新興国の需要を取り込むことに成功している。国内においても、海外直接投資や海外高度人材の受け入れが拡大し、活力が生まれている。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

- 経済連携協定(EPA) / 自由貿易協定(FTA)の戦略的展開
- 官民連携によるインフラ等輸出の展開
- 対内直接投資(FDI)の拡大
- 海外高度人材の受け入れ、留学生の活用

1. 経済連携協定(EPA) / 自由貿易協定(FTA)締結を戦略的に展開する。
 - (1) 「環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)」に参加するとともに、2020年までに「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)」を実現する道筋をつける。
 - (2) 日・EU間の経済連携協定(EPA)を早期に締結する。

2. 官民連携を強化し、インフラ等輸出を積極的に展開する。

- (1) アジアを中心とする新興国のインフラ需要を取り込み、課題解決型システムを中心に、インフラ等輸出を促進する。インフラ等輸出の展開にあたっては、国内競争の調整、支援のパッケージ化、官民連携を積極的に進め、事業展開において日本(の企業)がイニシアティブを発揮できる体制を構築する。
- (2) 海外、特にアジアにおけるインフラ・プロジェクトに投資するインフラ・ファンドを創設し、日本の金融ストックの活用を図り、アジアの発展に貢献する。
- (3) 在外公館の企業・地方自治体支援体制を強化する。例えば、日本貿易振興機構(JETRO)海外事務所の人員・予算を在外公館に統合して「商務部」を設置し、民間実務経験者を中心に任用を図る。

3. 対内直接投資(FDI)のより一層の拡大を図る。

- (1) 法人実効税率を2011年に35%、2013年に30%、2015年に25%まで引き下げ、企業立地の国際競争力を高める。
- (2) 地方自治体の取り組みとして、例えば「外資特区」を導入し、法人住民税を10年間免除するなど、海外企業誘致を積極的に展開する。
- (3) JETRO や地方自治体の取り組みとして、人材確保や関連企業紹介など、誘致企業に対するソフト面での支援体制を強化する。
- (4) サービス分野での規制改革を進め、同分野における対内直接投資を拡大する。それによって、同分野の生産性向上と国際競争力向上を図る。

4. 海外高度人材の受け入れ、留学生活用を積極的に推進する。

- (1) 海外高度人材の受け入れを促進するため、例えば、所得税を10年間限定で10%程度引き下げる、在留通算8年のうち、就労資格または居住資格通算4年で永住権取得を可能とする。
- (2) 海外高度人材の生活環境を整備するため、国は社会保障協定締結の促進、外国人医師による診療の解禁などに取り組む。地方自治体は、外国人子弟受入校整備・支援などに取り組む。
- (3) 日本への留学生の活用を図るため、企業は留学生採用を積極的に行う。また、官民協力の下、留學生に対する就学・就職支援をさらに強化する。また、日本への留学、日本でのビジネス経験を通じて、母国の経済発展に資する人材を育成する。

《2》 少子・高齢化対応

めざすべき「国のかたち」

高齢者が安心して生活し、健康・長寿を楽しむ社会

世界最長寿国であり、世界最速の超高齢化が進む中で、高齢者が安心して生活できるインフラが整備されている。また、国民の健康・長寿を支える医療・介護サービス分野に多様な事業者が参入し、利用者視点に立った多様で質の高いサービスが提供されている。医薬品、医療・介護機器・ロボットなどのバイオメディカル分野では、世界最高水準の研究開発拠点の集積が進み、研究開発の成果が次々と実用化に結び付くとともに、世界をリードする国際標準の獲得にも成功している。

安心して子供を産み、育てられる社会

保育サービス分野に多様な事業者が参入し、利用者視点に立った多様で質の高いサービスが提供されている。「保育バウチャー」制度の導入により、利用者は多様な選択肢の中から直接契約が可能となり、民間事業者の拡大に伴って「待機児童問題」は解消する。また、高齢者世代から子や孫への所得移転が促進される制度が整備され、子・孫世代の消費や住宅需要の拡大に結び付いている。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

【高齢化対応インフラ】

- 高齢者が安心して生活できるインフラの整備

【医療・介護サービス】

- 利用者本位の医療・介護サービスを充実させる規制改革
- ICT 利活用による効率化と新サービスの創出
- 医薬品、医療・介護機器の研究開発促進策

【保育サービス、少子化社会】

- 利用者本位の保育サービスを充実させる規制改革
- 子・孫世代への所得移転の促進

【高齢化対応インフラ】

1. 高齢者が安心して生活できるインフラを整備する。

- (1) 高齢者の生活に欠かせない医療・行政サービスの提供拠点、地方空港・鉄道といった公共インフラを核に、周辺部の耕作放棄地の活用等を含め、国土利用を総合的に見直す。
- (2) そのために、中心市街地への民間投資を促すべく、低・未利用地等の保有コストを高める固定資産税率の引き上げや定期借地制度の活用促進など、効率的インフラ整備を進めるインセンティブが働く制度設計を構築する。
- (3) 国土利用計画策定にあたっては、農業の生産性向上、低炭素社会づくりに資する計画とする。また、特区制度等の活用を通じ、ソフト・ハード両面からの総合的取り組みが図られたコンパクトシティの早期実現をめざす。

【医療・介護サービス】

2. 規制改革を推進し、利用者本位の医療・介護サービスを提供・拡大する。

- (1) 保険外併用診療(混合診療)を全面的に解禁する。これによって、医療サービスの選択肢を拡大し、成長分野として期待される医療関連産業の可能性を広げる。
- (2) 日本の医師免許を持たない外国人医師について、日本国内での診療を認める。

- (3) EPA に基づく看護師及び介護福祉士の志望者について、日本語取得の期間を考慮し、資格取得前の在留期間を延長する。また、資格試験を英語で実施し、合格者に対して日本語取得に必要な期間の在留を認める。
 - (4) 病床数規制を緩和し、医療ツーリズム向けの増床を可能にする。
 - (5) 介護施設の規制・基準を適切に見直す。社宅などの民間施設や廃校舎などの公的施設の用途変更を促進し、介護施設の増加を図る。また、特別養護老人ホームへの株式会社など民間の参入規制を緩和する。
- 3. ICT 利活用によって事業者の経営及びサービス提供を効率化し、新サービスを創出する。**
- (1) カルテ及びレセプトの完全電子化、完全オンライン化を達成する。
 - (2) ICT を利活用し、医療機関の連携による重複検査の排除、遠隔医療による在宅療養の推進、「パーソナル・ヘルス・レコード」(個人の健康情報を一元管理するシステム)の活用を図る。
- 4. 医薬品、医療・介護機器の研究開発を促進する。**
- (1) 産学官連携、地域産業クラスター育成の中で、企業、大学、研究所、病院等の集積・連携を進め、バイオメディカル分野でのベンチャー企業を育成する。
 - (2) いわゆる「ドラッグ・ラグ」「デバイス・ラグ」を短縮・解消するため、承認における審査体制の拡充や効率化を図る。また、審査の免責制度を導入する。
 - (3) 医療・介護機器やロボットの安全性に関する評価基準を早期に策定し、国際標準の獲得をめざす。そのために、安全性の検証及び評価の場として、「特区制度」を積極的に活用する。

【保育サービス、少子化社会】

- 5. 規制改革を推進し、利用者本位の保育サービスを提供・拡大する。**
- (1) 保育所(こども園)への株式会社など民間事業者の参入を促進する。また、保育サービスの供給を増やすため、安全性等を考慮しつつ、設置基準や用途変更の要件を緩和する。
 - (2) 「保育バウチャー」制度を導入し、保育に関する補助金を「施設補助」から「利用者直接補助」へと転換する。また、利用者が多様な選択肢の中から事業者を選び、直接契約可能な仕組みにする。
- 6. 日本版「チャイルド・トラスト・ファンド」を創設するなど、子・孫世代への所得移転を促進する。**
- (1) 日本版「チャイルド・トラスト・ファンド(Child Trust Fund)」を設置する。
 - (a) 同ファンドは、子供向けの税制優遇措置付きファンドであり、直系尊属(父母、祖父母等)が18歳未満の直系卑属(子、孫等)名義のファンドに資金を拠出した場合には、非課税とする。

- (b) ファンドの投資先は株式、投資信託、預金などとし、運用益は非課税とする。
 - (c) 引き出しは、ファンド名義人が 18 歳以上になった時のみ可能となる。
- (2) 相続時精算課税制度について、親(贈与者:年齢制限なし)から子または孫(受贈者:20 歳以上)へ生前贈与する場合の贈与税非課税限度額を拡大する。

《3》 低炭素社会づくり

めざすべき「国のかたち」

世界に先駆けた持続可能な低炭素社会

国家戦略「世界一の低炭素社会づくり」の下に、オールジャパンによる官民一体の協動的かつ強力な活動が展開されている。

政府は、企業や国民による積極的な低炭素型社会づくりへの参加を促すため、各種促進策を展開している。

道州・基礎自治体では、低炭素型の産業クラスターや、ICTを活用したスマートシティ/スマートコミュニティの構築が図られ、自主的かつ特色ある低炭素社会づくりの進展が図られている。

企業は、低炭素型商品・サービス・システムの開発・提供を競い合っている。産学官連携も進み、技術・インフラ・システム革新の進展と導入が進んでいる。

国民は、環境価値観(環境ニーズ)の醸成が進み、政府による促進策の活用や、低炭素型商品等を導入し、省エネ型にライフスタイルを変革させている。

2020 年に向けたわが国の温室効果ガス中期削減目標は、こうした取り組みを促進させ、達成される。また、2050 年に向けた長期目標達成の道筋も見えつつある。

世界一の環境・エネルギー産業

環境・エネルギー分野に官民が重点投資し、革新的技術の開発が進められている。日本が誇るエコカー、高効率発電、省エネ家電など環境配慮型技術・システムが日本の企業・産業・国の競争力を高め、国際社会への提供を通して経済成長の柱となり、国際社会から大きな信頼と期待を獲得している。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

【国際的枠組み・国内目標の設定】

- IPCC 等の科学的知見に基づく、主要排出国全員参加の枠組みづくり
- 国内の実質的な温室効果ガス削減量の明確化と部門別削減量の設定
- 製品のライフサイクルでの削減実績を一部算入できる評価制度の構築

【エネルギー供給 / 需要サイドのあり方の見直し】

- 原子力発電の積極的な推進
- 再生可能エネルギーの導入加速
- エネルギー需要サイドのあり方の見直し

【削減促進の主要策】

- 国内排出量取引制度のあり方の検討
- 環境配慮型の税体系の導入

【長期の大幅削減に向けた技術開発】

- 革新的技術開発への重点投資

【日本の技術の展開による新興国・途上国支援での削減の推進】

- 新たなクレジット・メカニズムの導入(日本の技術供与や資金提供によって実現する削減量の一部を日本の削減量として算入可能な仕組み)
- 東アジアにおける連携強化

【国際的枠組み・国内目標の設定】

1. IPCC 等の科学的知見に基づき、主要排出国全員参加の枠組みづくりに貢献する。

IPCC 等の科学的知見に基づき、先進国として応分の責任を果たすと同時に、米国・EU とともに、中国、インドなどの CO2 大量排出国に中期目標においても実質的な責任分担を促し、世界各国間の公平性を確保しつつ地球規模の現実的な全員参加の枠組みづくりに貢献する。

2. 技術革新、ライフスタイルや社会システムの変革を促すため、国内の実質的な温室効果ガス削減量(真水)を明確にし、部門別削減量を設定する。

- (1) これまで明らかにされていない、わが国として目標とする実質的な温室効果ガスの削減量(真水)を全国民に対して明確にし、その目標達成を共通課題とする。
- (2) 技術革新、ライフスタイルや社会システムの革新を促すため、国内目標として、真水で 1990 年比 15%程度の削減に挑戦し、世界に先駆けた低炭素社会づくりを構築する。次期国際的枠組みが不十分なものであっても、国内目標としてその達成に挑む(注⁵)。
- (3) 部門別の削減量を設定し、それぞれの責任を明らかにする。特に、これまで増加を続けてきた家庭・業務部門は、潜在的削減余地が多いことから、徹底的に削減する。

表： 15%達成に向けた部門別実質削減率の試算例

* 単位: 百万 t-CO2

部門	1990 年比 15%内訳			部門別実質削減率・量					
	例 A	例 B	例 C	例 A		例 B		例 C	
				率	量*	率	量*	率	量*
産業	7.0%	1.8%	+0.2%	18.0%	87	4.7%	22	+0.6%	+3
家庭	0.6%	3.6%	5.0%	6.0%	7	15.5%	45	49.3%	63
業務	+0.2%		5.8%	+1%	+2			44.6%	73
運輸	3.2%	3.6%	0.6%	19.0%	40	20.8%	45	3.4%	7
エネルギー転換	1.2%	3.0%	1.8%	22.0%	15	55.4%	38	32.7%	22
非エネルギー	3.2%	3.0%	2.1%	20.0%	40	18.7%	38	13.0%	26
合計	15.0%	15.0%	15.0%	-	187	-	188	-	189

(2011 年 1 月 18 日 一部データ改訂)

上表は経済同友会事務局にて下記データに基づき作成(四捨五入の関係で内訳と合計は必ずしも一致しない)

(注) 例 A: 第 14 回中長期ロードマップ小委員会「国立環境研究所試算結果」(2010/10/15)

例 B: 小宮山宏氏の経済同友会講演(第 3 回低炭素社会づくり委員会、2010/9/14)資料を基に経済同友会事務局にて計算

例 C: 三菱総合研究所「中期目標引き上げに係わる分析」(2009/12)を基に経済同友会事務局にて計算

5 1990 年排出量は 12 億 6,100 万トンであり、1990 年比 15%削減すると 10 億 7,200 万トンとなる。これは、2007 年実績から 2 億 9,700 万トン、2008 年実績から 2 億 1,000 万トンの削減をめざすことになる。

3. 製品のライフサイクルでの削減実績が、当該製品を提供する企業の実績として一部算入できる評価制度を構築する。

- (1) 企業は自社の事業活動のみならず、サプライチェーン、製品ライフサイクル全体を俯瞰して低炭素化を推進する。
- (2) また、国は製品のライフサイクルでの削減実績(特に製品使用時における削減)が、当該製品を提供する企業の実績としても一部算入されるような評価制度を構築し、企業がより積極的に取り組めるよう支援する。

表:各部門における主要施策(例示)

産業	エネルギー多消費産業の設備更新時に最先端技術導入、高性能ボイラー・工業炉導入 等
家庭	住宅断熱性能の向上、高効率給湯器・照明家電の導入、太陽光発電の導入、計測・制御システムの導入 等
業務	建物の断熱性向上、計測制御システム(BEMS)導入 等
運輸(企業)	次世代自動車普及、従来車の燃費改善、モーダルシフト 等
運輸(家庭)	次世代自動車普及、従来車の燃費改善、エコドライブ 等
電力	電力排出係数の低減 原子力・再生可能エネルギー導入 等

【エネルギー供給 / 需要サイドのあり方の見直し】

4. 原子力発電を積極的に推進する。

- (1) 安全確保を大前提に、予定されている原子力発電の新增設と更新を着実に実施し、設備利用率を85~90%程度まで引き上げる(注⁶)。
- (2) 原子力発電の重要性、有効性についてのコンセンサスを得るため、国、自治体、事業者は国民と一層のコミュニケーションを図り、信頼関係を確立するための取り組みを行う。

5. 再生可能エネルギーの導入を加速させる。

- (1) 全量固定価格買取制度等の制度設計を急ぎ、再生可能エネルギーの導入を加速させる。
- (2) 低炭素化に向けて電源構成のさらなる最適化を行うとともに、高度なスマートグリッドの構築を図り、効率の良い発送電を行う。
- (3) 間伐材をバイオマスエネルギー利用に振り向けるよう助成措置を導入し、森林資源、バイオマスエネルギーの利用を徹底的に推進する。

6 現状の設備利用率は約60%。1%向上すると約300万トンの削減効果があるとされる。利用率が20%向上すると、約6,000万トンの削減となり、これは1990年比で約4.8%の削減となる。

6. エネルギー需要サイドのあり方を見直す。

- (1) 環境未来都市政策を軸として、最先端の ICT 技術を活用したスマートシティ、スマートコミュニティを早期に実現させ、自治体、街ぐるみで省エネルギーに向けた取り組みを促す。
- (2) 企業はさらなる努力を図り、これまで以上の省エネ型製品・サービス・システムを開発・提供する。また、世界最高のエネルギー効率を維持し、さらなるプロセスイノベーションに挑戦する。
- (3) 国民は家庭からの CO2 排出量削減をめざし、日々の暮らしの中で省エネ型ヘライフスタイルを変革させる。そのために、学校教育のみならず政府による活発な広報・啓発活動を実施する。

【削減促進の主要策】

7. 国内排出量取引制度は、公平性と産業の国際競争力に配慮して検討する。

国内の総排出量削減の達成を目的として導入される排出量取引制度は、制度設計上の課題をすべてクリアする内容とし、排出枠の設定対象事業者間で公平かつ日本企業・産業の国際競争力低下を招かない施策とする。

8. 環境配慮型の税体系を導入する。

- (1) 環境配慮型税体系の導入にあたっては、税制全体の整合性を保つこととし、税制抜本改革を進める中で検討する。
- (2) 既存の各種エネルギー税については、受益者負担の原則に基づく特定財源として位置付けられ、環境配慮型行動への誘導という目的を必ずしも果たしているとは言えないことから、抜本的に見直す。
- (3) 環境配慮型の税を新たに導入する。その際、環境配慮行動への誘導という目的を達成するためのアナウンスという位置付けを考慮し、「炭素含有量に基づく課税 = エネルギー課税」とする。また、歳出の硬直化・特定権益化を防止するため、税収は一般財源とする。
- (4) 省エネ・エネルギー効率向上を目的とした設備導入の促進や、グリーンインベストメントの下支えのために、設備投資減税や加速度償却制度等、設備投資を行う事業者に対してインセンティブ効果を与える施策を実行する。

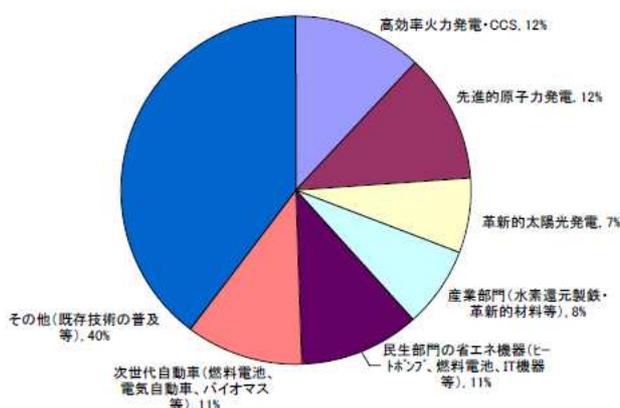
【長期の大幅削減に向けた技術開発】

9. 2050年80%削減を見据え、革新的技術開発に重点投資する。

- (1) G8 サミットで合意された「2050 年に先進国が温室効果ガスを 80%削減する」ことを見据え、革新的技術開発に重点投資する。

- (2) 寄与度が高い分野としては次頁の図に挙げられた分野が考えられており(注⁷)、官民の研究開発投資全体を対GDP比4%に引き上げる中で、環境・エネルギー分野に重点配分する。

2050年世界のCO2半減に至る削減へのエネルギー革新技術別の寄与度



【日本の技術の展開による新興国・途上国支援での削減の推進】

10. CDM に代わる新たなクレジット・メカニズムを日本が自ら提唱し、日本の低炭素技術の普及・展開を通じた新興国・途上国での削減を進める。

- (1) 主要排出国の全員参加を促し世界全体、特に新興国での削減を推進するため、温室効果ガス削減に必要な民間技術の供与や政府資金の提供をさらに進める。
- (2) 同時に、二国間協定等によって、日本からの技術供与や資金提供によって実現する削減量の一部を、日本の削減量として算入することを可能とする新たなクレジット・メカニズムを構築すべく、国際社会に積極的に働き掛ける。

11. 東アジアの持続的発展に向け、特に環境・エネルギー分野で連携を強化する。

- (1) 東アジアにおける技術展開を産業・技術セクター別アプローチで推進するとともに、国はインセンティブ効果を高めるために、民間の投資環境整備を一層行う。
- (2) 官民一体で、東アジアとの交流の「場」を創り、わが国の優れた環境・エネルギー技術の認知度を高める。
- (3) win-win のマーケットメカニズムを活用することで、東アジアにエネルギー消費効率が高く、環境負荷の低い技術・製品を普及していく。

7 経済産業省「Cool Earth – エネルギー革新技術計画」(2008年)。

《4》 地域活性化

めざすべき「国のかたち」

国際競争力のある強い農業

農業の大規模化や法人参入が進み、農業の経営基盤が強化されている。若い就農者も増加し、新規就農者のうち「40歳以下」「非農家出身」がそれぞれ3分の1を占めている。国内外の消費者の多様なニーズに応え、高品質で付加価値の高い農産物や加工品が生産されている。多様な販路が開拓され、国内のみならず、海外への輸出も増加している。食料自給率は、カロリーベースで50%、生産額ベースで80%台まで改善されている。

外国人を惹きつける魅力ある観光・文化資源

日本の持つ魅力やブランド(美しい景観、歴史遺産、食・ファッション、製品・サービス、コンテンツ、都市の活力や清潔さなど)がさらに磨かれ、海外から高い評価を得ている。外国人観光客が滞在・移動しやすい環境が整備され、外国人観光客は年間3,000万人に達し、観光は各地域の核となる産業として発展している(新規雇用546万人、観光消費27兆円)。

日本のコンテンツ(マンガ、アニメ、音楽、映画、ドラマ、ファッションなど)の人气がさらに高まり、世界各国の若者たちがこうしたコンテンツを通じて、日本に対する憧れや親近感を増している。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

【農業】

- 農地の大規模化と法人営農の促進
- 「持続的湛水農業維持費直接支払制度」の創設
- 高品質で付加価値のある農産物の生産と輸出拡大
- 農協の自己改革の促進
- 減反制度の完全廃止

【観光・文化】

- 「日本ブランド」の構築と展開
- 外国人旅行客の受入体制の強化
- 「点から線、線から面へ」と展開する広域観光連携
- コンテンツ(マンガ、アニメ、ゲーム等)の「聖地」づくり

【農業】

1. 農地の大規模化と法人営農を促進する。

- (1) 農地法を改正し、農地の「所有者」から「利用者」への流動化や、面的集約を図りやすくし、大規模化を促進する。具体的には、農地の定期借地権制度の創設、農地基本台帳の法制化、農用地区域の転用規制の厳格化などを行う。
- (2) 農業生産法人の構成員要件を緩和し、株式会社の参入を促進する。

2. 「持続的湛水農業維持費直接支払制度」を創設する。

- (1) 現行の「戸別所得補償制度」を廃止し、「持続的湛水農業維持費直接支払制度」を導入する。
- (2) 同制度の概要は、以下のとおり。
 - (a) 目的は「国土及び環境保全」であり、価格下落に対する補填は行わない。
 - (b) 支払対象は、「湛水農業」を行う主業農家または組織法人とし、「個人 4ha 以上、法人 20ha 以上」の面積を持つことを条件とする。
 - (c) 支給金額は、生産費の5割(10aあたり57,500円=6,510円/60kg)とする。最大約1兆円の必要財源は、現行農林水産関係予算の組み替えで確保し、必要であれば新規財源措置を検討する。

3. 高品質で高付加価値の農産物を生産し、輸出を拡大する。

- (1) 農業生産者は、加工産業やサービス産業などとの連携を深め、農産物の付加価値を高め、競争力向上に努める。また、マーケティング感覚を持ち、市場ニーズを捉えた農産物の生産、ブランド確立などによって差別化を図る。
- (2) ICT 及びバイオテクノロジー等、研究機関等が所有する知的財産を活用し、さらなる技術開発を推進し、生産性向上及び安全性向上を図る。
- (3) 農協は、直接販売、小売店・外食産業との契約販売、生協との提携など新たな販売ルートの開拓と、より付加価値の高い農産物の販売戦略、ブランド化等に積極的に取り組む。
- (4) 農業生産者は、海外で高い評価を得ている農産物について、ブランドの確立を含め、本格的な輸出による販路拡大を戦略的に行う。

4. 農協の自己改革を促進する。

- (1) 農地の集積・有効活用に向けてイニシアティブを発揮し、経営ノウハウの付与を通じて大規模経営体農家の発展を強力にサポートする。
- (2) 悪しき平等主義を改め、株式会社の農業参入など多様化する農業主体間のニーズに応じた集荷・販売政策を行うことで、より調和のとれた地域農業の発展に努力する。

5. コメの減反政策を完全に廃止する。

EPA/FTA の進捗状況に併せ、コメの減反政策を完全に廃止する。

【観光・文化】

6. 「日本ブランド」を構築し、展開する。

- (1) 日本の持つ魅力を凝縮し、メッセージやブランド・アイデンティティとして海外に打ち出すために、「日本ブランド」を構築する。
- (2) 「日本ブランド」のコンセプトを検討し、国家戦略として「日本ブランド」を構築するために、国家戦略本部内に「国家ブランド委員会」を設置する。委員会は、全閣僚と外部識者による合議体とし、コンセプトの検討、戦略立案、マネジメント、モニタリングを行う。
- (3) 構築された「日本ブランド」に基づき、観光促進、対外発信強化、知日派育成などを促進する。
- (4) 各道州は、国の「日本ブランド」に基づき、地域の個性や魅力を活かした「地域ブランド」を構築し、観光促進や外資誘致などに利用する。

7. 外国人旅行客の受入体制を強化する。

- (1) 日本政府観光局(JNTO)は、各国の旅行会社関係者を招聘し、モデルルートや日本食等の体験事業を実施する。それによって、外国人観光客のニーズを把握し、外国人観光客誘致のためのマーケティングを行う。
- (2) 国は、中国に対する入国ビザ発給要件をさらに緩和する。富裕層の15日以内の旅行については、ビザを不要とする。
- (3) 各自治体は、ピクトグラムを多用し、「誰にでもわかりやすい」標識・案内板を増設する。
- (4) 交通機関各社は、すべての施設や車両に外国語(少なくとも英語)を表示する。また、乗車券のオンライン購入予約(外国語対応)を推進する。
- (5) 各地域において、実用外国語教育や留学生活用を図り、観光案内所、交通施設、宿泊施設、物販店などに外国語対応可能な人材の配置を強化する。特に、国の登録博物館及び美術館の案内所については、外国語対応可能者の比率を現行の18%から100%まで引き上げる。
- (6) 各地域において、既存施設の連携・有効活用も図りながら、大規模国際会議を円滑に行える社会インフラの整備を行う。

8. 「点から線、線から面へ」展開する広域観光連携を推進する。

- (1) 都道府県、市町村単位を中心に行われてきた観光振興のあり方を見直す。特に、「道州制」導入によって、観光振興が道州の役割になることを契機に、広域的な観光連携を推進する。
- (2) 広域観光連携を推進する中で、外国人観光客が観光地間を円滑に移動できるように、各交通機関が連携し、モデルルートプランの開発、運行ダイヤの連携、外国語対応などの充実を図る。ICT を活用し、携帯情報端末を活用した外国語自動案内の開発も推進する。
- (3) 各地域において、魅力ある景観や街並みをつくるため、景観規制を強化する。景観規制の下で、各地区の歴史や自然環境を活かした地域づくりを進める。

9. コンテンツの「聖地」としての魅力を高める。

- (1) 各地域において、海外映画・テレビ番組などのロケ誘致のための各種支援や受入体制の整備を進める。
- (2) 大学と企業の連携等により、世界から評価を受けるマンガ、アニメ、ゲーム等の製作、国際共同製作、海外市場展開などを担う人材を育成する「グローバル教育研究拠点」を設置し、才能を持った海外人材が日本留学をめざす環境を整備する。

B： 5つの成長ソフトインフラ改革

《5》 民間活力

めざすべき「国のかたち」

自由で公正な市場を中心とする民間主導の経済社会

自由主義市場経済の実現が日本及び世界の繁栄をもたらすという信念の下に、自由で公正な市場を中心とする民間主導の経済社会が構築されている。規制改革が進展するとともに、過不足のない規制環境、競争政策、市場監視など、市場を支えるインフラが整備されている。健全な競い合いの中で、創意工夫や新陳代謝が起こり、効率的な価値創造が行われている。民間の活力が十二分に発揮される環境が整備され、民間が経済成長の牽引役となっている。政府は、その環境を整備する役割に徹している。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

- 規制改革の一層の推進
- 健全な金融・資本市場を支える市場インフラの整備
- 法人実効税率の引き下げ
- 政府関係法人の改革
- 起業支援の拡充
- 新陳代謝を促す環境整備

1. 規制改革をより一層推進する。

- (1) 医療、介護、保育、教育、農業などの諸分野において、これまで検討課題に挙がりながら、進展が遅れている規制改革については、政治的意思を持って、迅速に改革を図る。
- (2) 規制改革を進展させるため、独立した事務局を有し、関係省庁に対する勧告権及び調査権を有する新たな規制改革推進組織を創設する。同組織は、民間人から成る第三者組織とする。
- (3) 政府による規制を、市場を機能させる観点から再設計し、過不足のない規制環境を実現する。規制が必要とされる場面では、禁止規制や参入制限型の規制ではなく、行為規制や罰則の厳格化など、社会的に望ましい行動を促すインセンティブを与える設計とする。必要な規制の導入にあたっては、経済社会全体への影響について事前評価を行い、その内容を公開する。
- (4) 政府や自治体が実施しているサービスについて、定期的に市場化テストを実施し、官製市場の開放を進める。また、官民連携(PPP) / 民間資金を活用した社会資本整備(PFI)制度の改善を図るとともに、インフラ・ファンドを通じて民間資金を積極的に活用できる仕組みを築く。

2. 健全な金融・資本市場を支える市場インフラを整備する。

- (1) 市場参加者の合意によって取引規範を定め、その遵守を徹底する。遵守の状況を参加者全員が確認できるようにするためにも、同時に積極的な開示ルールも定める。その上で、それら規範・ルールに従わない者とは取引をしないという市場慣行を確立する。
- (2) 東京高等裁判所内に「金融商事高裁」を設置し、金融実務に精通した専門家を関与させ、司法判断を下す体制を築く。
- (3) 価格の透明性を向上させ、資本市場を健全かつ有効に機能させるため、格付機関の信頼性向上を含む情報インフラを整備する。

3. 法人実効税率を段階的に25%まで引き下げる。

(☞ 詳細は「[5] 財政・税制改革」参照)

4. 政府関係法人改革を推進する。

- (1) 独立行政法人の事務・事業について、ゼロベースで再検討する。
(☞ 詳細は「[3] 行政改革」参照。)
- (2) 郵政民営化を着実に推進する。
 - (a) 郵政改革は、その基本理念である「国民の利便性の向上」「見えない国民負担の最小化」「資金の官から民への還流による国民経済の活性化」に基づいて進める。
 - (b) 資金の「官から民へ」の還流による国民経済の活性化を図るため、「ゆうちょ銀行」「かんぽ生命」は完全民営化する。

5. 起業支援をさらに拡充する。

創業期の企業への資金供給を通じ、イノベーションの担い手を増やすため、エンジェル税制を一層拡充する。

6. 新陳代謝を促す環境を整備する。

- (1) 産業構造の変革を促し、わが国企業のグローバル競争力強化に資するリスクマネーを供給するため、税制等のインセンティブ設計を見直す。
- (2) 過当競争からの脱却、新陳代謝を促すための M&A、合併審査、事業撤退などに関連する制度整備を行う。
- (3) 企業の分割・統合時の労働契約承継手続きの簡素化、事業再編時の解雇規制の緩和などを進める。
- (4) 再挑戦を促すセーフティネットを整備する。
(☞ 詳細は「(9) 人材」を参照。)

《6》 地域活力

めざすべき「国のかたち」

国際競争力のある強い「道州」

世界の主要国に匹敵する人口・経済規模を有する「道州」が、その潜在力を発揮し、産業や人材面で国際競争力を高めている。「道州」は地域の産業振興やインフラ整備を担い、各地域の個性を活かした地域活性化戦略が展開されている。また、各道州や基礎自治体は、お互いに競い合いながら各国の都市・地域との連携・交流を深め、ヒト・モノ・カネ・情報の流れを呼び込んでいる。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

- 2018年「道州制」導入
- 地位の個性を活かした道州版「成長戦略」の策定と展開
- 地域活力を担う人材の育成

1. 2018年に「道州制」を導入する。

☞ 詳細については、「[1] 地域主権型道州制」を参照。

2. 「道州」は、地域の個性を活かした道州版「成長戦略」を策定し、展開する。

- (1) 産業振興、インフラ整備、高等教育などの役割を担う各道州は、各地域の個性を活かし、地域の戦略的成長分野や成長のためのソフトインフラ改革を明記した道州版「成長戦略」を策定し、展開する。
- (2) 各国の地域との経済連携・交流を積極的に展開し、ヒト・モノ・カネの流れを独自に呼び込む。
- (3) 国や地方自治体と連携し、法人住民税免除、所得税引き下げなど独自の優遇策により、外資誘致、海外高度人材の受け入れを推進する。
- (4) 地域経済を支える中小・中堅産業の強化、内需型産業の国際化を推進する。その際の基本的考え方は「保護」ではなく、「がんばる企業の応援」とする。
- (5) 各地域の中心市街地への人口集積を図る。そのために、公共施設の集約化、中心市街地の低・未利用地の固定資産税率引き上げ、都市景観の整備などを行う。

3. 地域活力を担う人材を育成する。

- (1) 各道州は、地域の高等教育機関(大学、短期大学、専門学校等)において、地域の産業構造や戦略的成長分野の発展にふさわしい人材育成に注力し、特色ある教育を行う。
- (2) 地域住民や地元企業などの「民」が主体となり、「官」が協力する官民協力・連携体制を構築し、地域ブランド戦略、地域マーケティング戦略を立案・実行する。将来の地域経営を担う人材の育成・開発に取り組む。また、幅広いネットワークと経験を有する外部人材も登用する。

《7》 内なる国際化

めざすべき「国のかたち」

世界からヒト・モノ・カネの流れを呼び込むオープンな社会

経済連携が戦略的に展開され、国は世界に向けて大きく開き、ヒト・モノ・カネの流れを呼び込んでいる。世界との交通アクセスも利便性が高まり、国内に海外企業や海外高度人材の流入が進み、外国人が暮らしやすい環境が整備されている。日本への留学生に対する生活・就業支援も充実している。こうした中で、日常生活での密度の濃い多彩な異文化交流の広がりを生み、日本の社会は開放性を高め、産業は国際競争力を強めている。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

- グローバル化にふさわしい社会インフラの整備
- 海外高度人材や留学生の受入体制整備

1. グローバル化にふさわしい社会インフラを整備する。

- (1) 羽田・成田空港の発着枠を拡大し、羽田の国際化・完全 24 時間化を着実に進める。また、首都圏を含めたオープンスカイを進める。
- (2) アジアの窓口としてのハブ港湾を構築する。
- (3) 流通コスト低減のため、通関手続の簡素化・統一化を図るとともに、税関の執務時間を延長する。
- (4) プロフェッショナル・サービスの英語での提供をはじめ、各種社会インフラを整備する。

2. 海外高度人材や留学生の受入体制を整備する。

- (1) 外国人高度人材の生活環境を整備するため、国は社会保障協定締結の促進、外国人医師による診療の解禁などに取り組む。地方自治体は、外国人子弟受入校整備・支援などに取り組む。
- (2) 日本への留学生の活用を図るため、企業は留学生採用を積極的に行う。また、官民協力の下、留学生に対する就学・就職支援をさらに強化する。

《8》 イノベーション（科学技術、金融、ICT）

めざすべき「国のかたち」

イノベーションと新陳代謝が活発な経済社会

世界最高水準の研究開発拠点の集積が進み、国内外から優秀な研究者や技術者が日本に集まっている。最先端の研究成果が、イノベーションを通じて新たな価値創造につながり、社会の課題解決にもつながっている。起業家精神に富んだ人材が国内外から集まり、新事業創造が加速される一方、事業再編・撤退も進み、新陳代謝が促進されている。

自由な戦略と創意工夫で国際競争を勝ち抜く「グローバル金融機関」が登場し、長期安定資金を含む各種リスクマネーの供給に加え、資本調達、M&A 支援などきめ細やかな金融サービスを提供している。

社会のあらゆる分野で ICT の利活用が進み、課題解決やイノベーション創出につながっている。特に、少子・高齢化や環境・エネルギーなどの分野において、ICT を利活用した解決モデルが社会に大きく貢献している。また、これらの規格の国際標準化と世界への普及・展開が進められ、ICT 産業の国際競争力が増している。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

【科学技術】

- 科学・技術・イノベーションの戦略的推進体制の確立
- 世界最高水準の研究開発施設の誘致
- 研究開発活動の改革によるイノベーションの加速
- 知的財産権、国際標準化戦略

【金融】

- 各種リスクマネーの供給を促す環境整備
- アジアにおける国際金融センター化

【情報通信技術 (ICT)】

- ICT 戦略実施体制の強化
- 社会的課題の解決に資する ICT 利活用の促進
- ICT 人材の育成強化

【科学技術】

1. 科学・技術・イノベーションの戦略的推進体制を確立する。

国家戦略本部内に「総合科学技術会議」を置く。現行の「総合科学技術会議」の機能・体制をさらに強化し、国の科学技術戦略の策定、科学技術予算の配分を省庁横断的、戦略的に実施できる組織とする。

2. 世界最高水準の研究開発施設を誘致する。

- (1) 地域の産業クラスター形成などにおいて、その中核となる世界最高水準の研究開発施設の誘致を促進する。そのために、税制優遇策、研究資金助成などの各種誘致策を用意する。
- (2) 海外高度人材の受入体制や生活環境を整備する。
(☞ 詳細は「(1) グローバル化」参照。)

3. 研究開発活動の改革により、イノベーションを加速する。

- (1) 社会的課題の解決(社会還元可能性)を意識し、省庁横断的な資金配分の集約・重点化を徹底する。
- (2) 競争的研究資金制度を一層拡充する。その際、客観的・定量的な評価指標の開発や多面的な評価体制の確立などを図り、研究成果の評価体制を強化する。
- (3) 研究開発をより競争的・効率的に推進するために、研究課題管理に携わるプログラムオフィサー(運用責任者)やプログラムディレクター(運用統括者)について、権限や責任の明確化、世界からの人材招聘、採用制度や報酬体系の見直しに取り組む。
- (4) 世界で研究開発競争が激化している分野については、国の予算配分や事業化へのインセンティブ付与などを機動的・迅速に実施し、支援体制を強化する。

4. 知的財産権、国際標準化戦略を積極的に展開する。

- (1) 特許審査ハイウェイの対象国を拡大し、特許審査結果の共有、手続きの簡素化を図り、利便性を向上させる。
- (2) 官民連携により、知的財産権の保護を図るとともに、有効活用されていない知的財産の活用を促進する仕組みを構築する。

- (3) 官民連携により、国際標準の獲得を推進する。また、標準化機関や国際交渉で活躍できる人材を戦略的に養成する。

【金融】

5. 各種リスクマネーの供給を促す環境を整備する。

- (1) 「貯蓄から投資へ」の流れを促すため、確定拠出年金制度におけるマッチング拠出制度を早期に導入する。また、金融所得一体課税や「日本版 ISA(個人貯蓄口座)」の対象・限度額拡大などの税制改革を実施する。
- (2) 創業期の企業への資金供給を通じイノベーションの担い手を増やすため、エンジェル税制を一層拡充する。また、産業構造の変革を促し、わが国企業のグローバル競争力強化に資するリスクマネーを供給するため、税制等のインセンティブ設計を見直す。
- (3) 世界的にも旺盛な資金需要が見込まれる社会インフラ整備や環境技術・資源開発等の分野において、年金資産やインフラ・ファンドを呼び込む。また、内外からの民間資金を集めて長期運用する機関投資家を増やすことで、市場に厚みを持たせ、個人を含む投資家の裾野を広げる。その際、民間部門では背負い切れない巨額あるいは長期のリスク等に関しては、公的部門による保証、保険等の機能の利用を可能にし、民間部門がリスクをとれる環境をつくる。

6. 東京をアジアにおける国際金融センターとする。

- (1) 証券、金融、商品を扱う総合取引所の制度設計を急ぎ、早期に創設する。
- (2) アジアにおけるクロスボーダーの証券決済機構を創設する。
- (3) アジア向けインフラ・ファンドの組成や、サムライ債市場の活性化等を通じ、アジアで拡大するインフラへの投資需要に応える。
- (4) アジア域内マーケットにおける取引拡大に伴うリスク巨大化に備える観点から、アジアの通貨・金融システムを安定させるための仕組みづくりを行う。

【ICT】

7. ICT 戦略の実施体制を強化する。

- (1) IT 戦略本部、総務省、経済産業省等に分散している情報通信行政を一元化し、国家戦略本部の下に「ICT 戦略局」を創設する。
- (2) 同局は、政府及び民間における ICT 利活用促進のためのビジョンと戦略を立案し、省庁横断体制でその実現をめざす組織とする。

8. 社会的課題の解決に向けて、ICT の積極的な利活用を図る。

- (1) 少子・高齢化や地球温暖化などの社会的課題の解決に向け、ICT の積極的な利活用を図る。

(2) 主な施策例は、以下のとおり。

- (a) 少子・高齢化対応： 女性や高齢者の労働参加を促すテレワーク推進、電子カルテ、遠隔医療による在宅療養、高齢者向けICT教育、など。
- (b) 地球温暖化防止： スマートグリッド、渋滞を減少させる高度道路交通システム(ITS)、エネルギーの見える化、など。

《9》 人材

めざすべき「国のかたち」

国内外で挑戦し、活躍する人材が育つ国

初等・中等教育では、人間が生きていく上で必要となる基礎的かつ実用的な知識を教え、自立した大人への成長を手助けする教育が行われている。また、高等教育では、教養(リベラル・アーツ)や科学的知識(サイエンス)、実用的外国語教育が行われ、学部専門課程/大学院では、それらをベースにしたレベルの高い専門教育が行われている。

その結果、基礎的学力を身に付け、多様性・創造性に富み、志や倫理意識が高く、グローバルなコミュニケーション力を備えた人材が豊富に育っている。こうした人材が国内外で挑戦し、活躍している。

「働く」ことを大切にし、70代まで多様な分野で活躍できる国

年齢、性別、国籍を問わず、誰もが働きがいのある人間らしい仕事に就き、自分の存在価値を実感している。雇用形態や採用方法が多様化し、多様な働き方が可能となっている。雇用の流動化が進み、再挑戦を促すセーフティネットが整備されることによって、人々は能力開発を図りながら、国内外で新しい機会への挑戦を続けている。その結果、社会全体として産業・事業の新陳代謝が進み、雇用も増加している。

少子・高齢化の進展で労働人口の減少が懸念される中、女性の社会進出、海外高度人材の受け入れが進み、また、貴重なノウハウと技能を持つ定年後の高齢者も企業や社会の様々な場面で70代まで活躍し、多彩な絆が張り巡らされた温かみのある社会に貢献する機会が大きく広がっている。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

【教育】

(初等・中等教育)

- 基礎力、理科教育、英語教育の強化
- 学校マネジメント、教員免許・人事制度の見直し
- 学校・家庭・地域社会・企業等の連携

(高等教育)

- 教養教育、科学教育、外国語教育、専門教育の強化
- 高等教育機関の経営基盤強化
- 高等教育の機会均等化

【雇用・労働市場】

- 雇用の柔軟化と多様化
- 再挑戦を促すセーフティネットの整備
- ダイバーシティの推進

【教育】

1. 初等・中等教育の教育内容を強化する。

- (1) 基礎力 18歳までに社会人として自立できるために、以下の基礎力をしっかりと学ばせる。
 - (a) 基礎・基本的知識の習得(多くの事を学ぶ)
 - (b) 多様性、異文化の理解(異質なものを、他人を認める)
 - (c) 自分が生まれ育った日本の理解
 - (d) 疑問を持ち、学び、前進する意欲<自立>
 - (e) 思考、表現、決断、実行、責任
 - (f) 善悪の判断、忍耐、礼儀などの社会性の涵養
- (2) 理科 小学校1年生、2年生の「理科」を復活させる。
- (3) 英語 小学校における英語教育の拡大を検討する。

2. 学校マネジメント、教員免許のあり方を見直す。

- (1) 学校長を学校のCEO(最高経営責任者)と明確に位置付け、教職員人事や学校運営予算に関する権限を強化する。

(2) 教員免許を以下の三段階に分け、個々の免許に応じた給与テーブルを設定する。

- (a) 基礎免許 本免許教員の補佐を得て業務にあたる。校長や他の教師による多面的な評価に基づき、本免許に移行する。
- (b) 本免許 独立して教科・生徒指導を行い、公務分掌、基礎免許教員の指導を行う。実績とコンピテンシーで評価を行う。
- (c) スーパーティーチャー免許 コンピテンシー評価に基づき、本免許より移行する。卓越した指導力を持つ教員として、教科指導や他の教員への指導・助言を行う。

3. 学校、家庭、地域社会、企業等の連携を推進する。

- (1) 学校のステークホルダー(子供、保護者、地域住民等)の視点を活かした学校運営を進めるため、学校運営協議会や学校評議会などの制度を活用する。
- (2) 幅広い経験・知識・個性を持った地域住民の教育現場への参画を促進し、教師と連携する。
- (3) 職場体験、インターンシップ、出張授業、人材交流などを通じて、企業との連携を推進する。

4. 高等教育の教育内容を強化する。

- (1) 大学入試は、18歳までに身に付けるべき最低限の基礎学力を確認する試験とする。入学者の基礎学力が不足する場合は、補習等の義務付けにより、入学前後に速やかに基礎学力を身に付けさせる機会を提供する。
- (2) 学部課程では、教養教育(リベラルアーツ)、科学教育(サイエンス)、実用的外国語教育、を充実させる。
- (3) 大学及び大学院における専門教育の質の保証、質の向上のために、英国で導入されている客観的な最低基準及び中位基準などを参考に、各専門科目の教育内容・レベルについての基準を設ける。
- (4) 産業界の人材ニーズを十分認識し、高度な職業人を育成するため、キャリア教育・職業教育的機能を充実させる。また、すでに高い評価を得ている高等専門学校の拡充に加え、専門学校の質の向上を図る。

5. 高等教育機関の経営基盤を強化する。

- (1) 「経営」と「教育・研究」のそれぞれについて、決定権限及び責任の所在を明確化する。理事長や学長のリーダーシップの下、「経営」と「教育・研究」が有機的に連携し、組織として成果を上げる仕組みを充実させる。
- (2) 留学生及び外国人教員の受入体制の強化、海外大学との単位互換制度の整備を一層進め、大学のグローバル化を推進する。
- (3) 認証評価制度と連携し、質が担保されなくなった大学が淘汰される法的枠組みを整備する。

6. 高等教育の機会均等化を図る。

給付奨学金の創設、無利子奨学金の拡充、所得に応じた返済額の減免といった奨学金制度の抜本改革をはじめ、低所得者向け授業料減免などにより、高等教育の機会均等を確保する。

【雇用・労働市場】

7. 雇用の柔軟化と多様化を図る。

- (1) 「職業訓練義務を伴う失業扶助」の恒久化(後述)を前提に、過度な解雇規制を緩和する。解雇の際には、企業に一定期間の給与相当の「解雇手当 = 再就職支援金」の支払いを課すことや、企業が転職に向けた支援を提供する仕組みを整備する。
- (2) 雇用形態や採用方法を多様化していく中で、報酬制度を職務・役割ごとの適正対価を定めたものへと変更し、「同一価値労働・同一賃金」を実現する。

8. 再挑戦を促すセーフティネットを整備する。

- (1) 「職業訓練義務を伴う失業扶助」を恒久化し、生活保護申請前の求職活動や職業訓練の義務付け、勤労促進のための給付つき税額控除などを実施・導入する。
- (2) 企業や高等教育機関(大学、短期大学、専門学校)を活用し、実践型就労支援を拡充する。

9. ダイバーシティをさらに推進する。

- (1) 男女を問わず、育児や介護と両立しながら働くことができる環境を築き、特に女性就業率の向上をめざす。
- (2) 定年退職後の高齢者活用を推進し、誰もが70代まで多様な場で活躍できる環境を整備する。
- (3) 海外高度人材の受入体制の整備を進める。
(☞ 詳細は、「(1) グローバル化」参照。)

【主要工程】 経済再生と成長基盤の強化





国際社会の平和と繁栄への貢献

【9】 総合外交戦略

めざすべき「国のかたち」

国際社会の平和と安定に主体的に貢献する国

先進民主主義国の一員として、民主主義、市場経済、法の支配、人権といった普遍的価値観を他の先進民主主義諸国と共有し、主体性のある外交戦略を策定・実行している。すなわち、国際社会の望ましい将来を見通し、その中で中長期的な日本の国益をしっかりと視野に入れて、国際社会に主体的に貢献する外交を展開している。

日米同盟を基軸にして、日本及びアジア・太平洋地域の安全保障が確保されており、日米同盟も深化している。アジア・太平洋地域では、日米同盟に加えて、多国間や二国間の安全保障対話を通じて、信頼醸成が図られている。さらに、世界各地における紛争予防、平和維持活動に積極的に参加し、民間企業や NGO/NPO との連携により、紛争や災害後の復興支援に取り組んでいる。

テロ、貧困、感染症、環境・エネルギーなどの地球規模課題が顕在化する中で、各国の合意形成を促すための外交を積極的に展開し、課題解決にリーダーシップを発揮している。

国際社会の繁栄に主体的に貢献する国

地球規模での自由主義市場経済の実現が国際社会の繁栄をもたらすとの考えを多くの国民が共有し、世界貿易機関(WTO)交渉や経済連携協定(EPA)の戦略的展開を図っている。国を世界に積極的に開くことで、新たなヒト、モノ、カネ、情報の流れをつくり上げている。こうした中で今後重要性を増す、自由で開かれたルールに基づく秩序形成にも、主体的に貢献している。また、政府開発援助(ODA)を戦略的に活用し、「国連ミレニアム開発目標」の達成に大きく寄与している。

「国のかたち」の実現に向けた具体策

【外交インフラ】

- 総合外交・安全保障戦略の展開
- 世界標準の「外交・国際問題シンクタンク」の設立
- 国際社会における政策形成で活躍する人材の育成

【安全保障】

- 国際平和協力活動への主体的参加
- 日米同盟を基軸としたアジア・太平洋地域の平和と安定への貢献
- 日本の防衛体制の強化

【経済外交】

- 経済連携協定(EPA) / 自由貿易協定(FTA)の戦略的展開
- 自由で開かれたルールづくりに基づく秩序形成への貢献
- 資源・エネルギー・食糧の安定供給への取り組み

【経済協力】

- 「国連ミレニアム開発目標」の達成
- 発展途上国支援の戦略的展開

【外交インフラ】

1. 「国家安全保障会議」の下で総合外交・安全保障戦略を展開する。
 - (1) 「国家戦略本部」の下に「国家安全保障会議」を設置し、主体性のある総合的な外交・安全保障戦略を策定し、展開する。
 - (2) より効果的な政策判断を下すために、国家戦略本部を中心に情報収集・分析体制を充実させる。
2. 世界標準の「外交・国際問題シンクタンク」を設立する。

日本の外交・安全保障政策の選択肢を常に幅広く検討し、有為の人材をプールする場として、民間・非営利で世界標準の外交・国際問題シンクタンクを複数設立する。
3. 国際的な政策形成の場において活躍できるニュー・エリートを養成する。

国際的な人的ネットワークを構築し、合意形成の場で活躍できるニュー・エリートを戦略的に養成する。日本人としての教養を備え、国際言語である英語に堪能であることはもちろん、世界の政策コミュニティで中核的役割を果たし得る人材を育成し、世界に送り出す。

【安全保障】

4. 国際平和協力活動に主体的に参加する。

- (1) 国連平和維持活動(PKO)や紛争後の人道復興支援などの国際平和協力活動において、自衛隊派遣をより有効かつ機動的に進めるために、これまでの「特別措置法」ではなく、派遣の基準、目的、従事する活動領域等を明確にする「恒久法」を制定する。
- (2) 自衛隊が実施する人道復興支援において、民軍協力体制を構築し、NGO/NPOとの協力や多国間での連携を実現する。

5. 日米同盟関係を基軸とし、アジア・太平洋地域の平和と安定を図る。

- (1) 「日米ロードマップ」の合意事項に基づき、同盟関係のさらなる深化を図る。
- (2) 早急に集団的自衛権の行使を容認し、日米同盟における片務性を解消するとともに、新たな日米同盟のあり方について協議を進める。2015年の日米同盟改定55周年にあたり、日米両国は協議の成果を「新・日米安全保障共同宣言」として発表する。
- (3) 多国間及び二国間安全保障対話を通じて、アジア・太平洋地域における信頼構築、紛争予防メカニズムの構築に貢献する。
- (4) 同盟国である米国、そしてシーレーンの要所を占める関係国との連携をさらに推進する。

6. 日本の防衛体制を強化する。

- (1) 近隣諸国の軍事力増強や日本周辺の安全保障環境の変化を踏まえ、自衛隊の統合運用を進めていく過程で、防衛予算のより柔軟で、効率的な配分を実現し、防衛力強化を図る。
- (2) 同盟国である米国以外にも、信頼できる民主主義国・地域と防衛装備品の共同研究開発・生産に携わることを可能にするため、「武器輸出三原則」の弾力的運用を検討する。
- (3) 日本の安全保障のあり方や自衛隊の役割・位置付けについては、憲法改正も視野に入れ、さらに国民的議論を進める。

【経済外交】

7. 「開かれた日本」を実現する。

- (1) WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に寄与するとともに、EPA締結を戦略的に展開する。
(☞ EPAについては、「[8]経済成長戦略」を参照。)
- (2) その過程において、農業の構造改革、国際競争力強化を図る。
(☞ 農業については、「[8]経済成長戦略」を参照。)

8. **自由で開かれたルールづくりに積極的に参画し、秩序形成に貢献する。**
- (1) 先端技術を中心とした国際標準の獲得について、国際競争力の強化の観点から、官民一体で積極的に対応する。
 - (2) 国際交渉の舞台で日本の意見を反映しやすくするため、日本の立場に賛同する国を増やす外交努力をさらに続ける。
 - (3) 環境・エネルギー分野など、今後、巨大な市場が誕生することが期待される分野に人材や資源を集中的に投下し、官民連携、米国、EU、中国などとの国際協調を図り、日本の技術・規格の国際標準化を推進する。
9. **資源・エネルギー・食料の安定供給に、総合的に取り組む。**
- (1) 資源の安定確保については、海外資源の自主開発よりも、資源開発、資源取引にかかわる国際ルールの策定・強化を通じた安定確保をめざす。
 - (2) レアアースの確保については、中国以外の産出国から調達できる権益の確保を急ぐとともに、レアアースのリサイクルや備蓄の強化も手がける。また、レアアースを必要としない技術や代替手法の開発に研究資源を投入する。
 - (3) 再生可能エネルギーや原子力発電の利用率向上によってエネルギー供給の多様化を図るとともに、技術移転によるエネルギー協力を推進することによって、資源確保に向けて政府間の包括的協力体制を築く。
 - (4) 高い関税によって国内農業を保護することが食糧安全保障であるとの考え方を転換し、自由貿易体制を通じた食糧安全保障を基礎とする。

【経済協力】

10. **「国連ミレニアム開発目標」を着実に達成する。**
日本として「国連ミレニアム開発目標」(注⁸)を着実に達成し、発展途上国の課題解決に貢献する。
11. **発展途上国支援を戦略的に展開する。**
- (1) 新興国のインフラ整備プロジェクト獲得に向けて、世界各国が政治リーダーによるトップ外交を繰り広げている中で、日本も積極的な外交支援を展開する。その際、より機動的で、柔軟なリンケージ外交を展開し、日本の総合力を発揮する。
 - (2) 有名無実の状態にある「海外経済協力会議」を「国家戦略本部」内において活性化させ、ODAの戦略的活用を国家戦略の一つとして位置付け直す。
 - (3) ODAを戦略的に活用する一環として、低炭素社会づくりに資する案件に特に集中的に資金を投入する。

8 国連ミレニアム開発目標(MDGs)：2000年に国連が定めた目標。2015年までに1990年比で、1日1.25ドル未満で暮らす貧困人口の半減、初等中等教育の完全普及など、8分野の目標を設定し、先進各国のODAをGNI(国民総所得)比で0.7%に引き上げる目標を掲げている。

【主要工程】 国際社会の平和と繁栄への貢献

